

## 平成23年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

### ○議事日程〔第2号〕

12月7日（水曜日）午前10時 開会

※開議宣告

日程第1 一般質問

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（20名）

- |      |        |
|------|--------|
| 1 番  | 土谷 信也  |
| 2 番  | 近藤 紀男  |
| 3 番  | 成重 博文  |
| 4 番  | 安達 隆   |
| 5 番  | 山田 秀夫  |
| 6 番  | 松本 博彰  |
| 7 番  | 中山田 健晴 |
| 8 番  | 河野 徳久  |
| 9 番  | 明石 光子  |
| 10 番 | 土谷 力   |
| 11 番 | 村上 和人  |
| 12 番 | 鴛海 政幸  |
| 13 番 | 安東 正洋  |
| 14 番 | 北崎 安行  |
| 15 番 | 川原 直記  |
| 16 番 | 河野 正春  |
| 17 番 | 山本 博文  |
| 18 番 | 菅 健雄   |
| 19 番 | 徳永 浄   |
| 20 番 | 大石 忠昭  |

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	安藤 隆治
主幹兼議事係長	清水 栄二
庶務係 長	次郎丸 浩一
副 主 幹	岩本 力

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永松 博文
副 市 長	鴛海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	奥田 秀穂

市参事兼総務課長	栗原 茂彦
市参事兼企画政策課長	宮崎 敦夫
市参事兼情報推進課長	中嶋 栄治
市参事兼財政課長	増田 正義
市参事兼農林振興課長	井上 晃一
市参事兼福祉事務所長	野村 信隆
市参事兼消防長	門岡 博通
税 務 課 長	渡辺 功司
保 険 年 金 課 長	佐藤 清
子育て・健康推進課長	甲斐 智光
人権・同和对策課長	伊東 文夫
環 境 課 長	都甲 賢治
商工観光課長	佐藤 之則
農地整備課長	新田 千代蔵
建 設 課 長	筒井 正之
都 市 建 築 課 長	河野 義雄
上 下 水 道 課 長	近藤 博人
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	渡邊 和幸
主幹兼総務法規係長	佐々木 真治
秘 書 広 報 係 長	丸山野 幸政

### 教育庁

教 育 長	河野 潔
総 務 課 長	安東 良介
学 校 教 育 課 長	瀬口 卓士

### ○議長（村上和人君） おはようございます。

開会前ですが、議員各位にお知らせします。

本日、ケーブルテレビによる議会放送用の撮影を行いますのでご了承願います。

また、傍聴者の方々をお願いいたします。

ケーブルテレビ用の撮影を行います。議場の構造上、やむを得ず傍聴者の方々映ることがありますが、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

○議長（村上和人君） これより本日の会議を開きます。

○議長（村上和人君） 日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。また、質問は通告に基づき行ってください。

12月7日

なお、執行部は質問通告のない事項及び聞き取り時になかった事項について質問があった場合は、議長にお知らせください。

一般質問通告表の順序により発言を許します。

4番、安達 隆君。

○4番(安達 隆君) 皆さん、おはようございます。市民クラブ安達 隆です。6月議会に引き続いて一方通行の解除について質問いたします。

宮町の下宮鳥居から宮町、中央通り、浜町、そして永町を御玉橋までの区間が一方通行規制になって久しい中で、桂橋の架替工事に伴い、市当局は平成21年5月1日から平成23年3月1日までの一方通行の規制解除を豊後高田警察署に申請し、相互交通となりました。

この2年近くの間は、運転される方は対向車があることを意識する中で、低速安全走行をし、譲り合いの気持ちをもって安全運転に努め、無事故無違反でありました。この期間にあっては、昭和の町のメインストリートである新町通りの交通渋滞も緩和され、運転される人たちの利便性は大なるものがありました。商店街にあっては、利便性、受益性の大きかったことがあったと思われま。

さらに継続して、相互通行にしてほしいとの多くの市民の声がある中で、私も6月議会で申しましたように、高田警察署に行って交通課長にお会いして、私自身は通りの一軒一軒の人々の署名捺印が要るものだと、大変な作業だなと思っていたら、交通課長の言われるには、主だった人たちの署名捺印でいいと。それと、要望書を出してくれと。私は、ああ、これはよかったと思って、すぐに関係自治委員さん、そして商店街の会長さんの同意を得る中で、一方通行解除申請書に署名捺印をいただき、要望書を添えて豊後高田警察署に提出をいたしました。

この2年間の桂橋の架替工事のおかげで、相互交通になったその内容の実績ですね、無事故無違反だったというその点が高く評価されたものと思われま。高田署は好意的に対応をいただきました。

永松市長も豊後高田警察署長に面会されて、地域の活性化のためにもぜひお願いをしたいと申し入れをしていただきました。

このあとすぐに、豊後高田警察署は県警本部の交通規制課に上申書を提出し、その後、県公安委員会で審議されています。私も4、5ヶ月待ってくれというふうに通課長から言われたので、10月ぐらいにはと思っていたんですが、祭りが来て、ああ、

これはもう12月だと、どうなっているんだと思って警察署の担当者に話を聞きますと、すでに高田署の管轄から離れていて、県警本部の交通規制課のほうに上申書ほかがそこでとまっているんだと。

しかしながら、標識の整備等には経費がかかるので、そのうちに入札が行われるのは間違いなく、年度内には一方通行の解除が見込まれると大体の答弁しかいただけませんでした。豊後高田市のさらなる活性化に向けて、一日も早い一方通行が望まれます。市長を始め市当局の関係者のご協力が必要と思いま。

2番目に、民生委員の立場について質問いたします。

歳末たすけあい運動の時期となりました。この運動は、市内で支援を必要としている人たちが少しでも楽しい正月を迎えられるように援助するための募金運動であります。生活保護を受けられている人たちは対象にはなりません。

民生委員は、生活困窮者に生活保護の手続きをすることはできても、その結果については知らされてもらえません。新しくなされた民生委員が多い中で、前任者か関係自治委員に相談しないと、どなたに支援金を差上げていいのかわかりません。私は、民生委員が生活保護等の手続きをしたその結果は、せめて知らせるべきではないかというのが1点です。

そして、私は一貫して民生委員・児童委員に世帯表を持たせるべきだと主張してきました。なぜなら、その担当地域及び担当住民が自治委員の3倍から5倍近くあり、対象者が高齢者、生活困窮者、そして子どもたちまであります。家族構成がはっきりした世帯表を持つことが必要不可欠と思われま。

3番目に、桂川の美化について質問いたします。

先般、若宮八幡大祭があり、9月議会でおみこしの川渡しの際に、川組の足元に絡むヘドロの除去の要請をしました。本年度は除去作業がうまくいき、上出来だったと私はお礼申したいと思いま。

桂橋の架替工事と、近年台風がこないことで桂川自体が汚れ、生態系も変わりつつあります。桂川は県の管轄ですが、今後とも豊後高田土木事務所と連携を保つ中で、桂川の美化についての要請をしていくべきではありませんか。

1回目の質問を終わります。

○議長(村上和人君) 市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 私からは、一方通行の解除についてお答えをいたします。

先の第2回の定例会の際にもご答弁申し上げましたように、桂橋架替工事の完成に伴いまして、それまで一方通行の解除をされていたものが、一方通行がまた規制が復活したということは、非常に不便になったということで、安達議員さんを含めて皆さん方が警察のほうに話しに行っ、感触もよかったということであったと思います。

それで、私も皆さん方のご要望私も同じでありましたので、私からも高田警察署長さんをお願いに参りました。そのときに、非常に署長さんのお話も温かいお話がありました。おっしゃるように交通事故もないし、大丈夫だということの中で、私も交通本部に私からお願いに行きましようかという話もしましたところが、任しておいていただきたいということでありましたので、そのままなっております。

その後もいま議員がおっしゃるようなことで、話を聞きますと、一方通行の規制解除が大分県の公安委員会では承認されたと聞いておりましたので、私は12月までにはなるんだろうなと、そう思っておりますところが、なかなかならないということの中で、どうしてかというのは先程議員さんがおっしゃいましたように、予算が確保できてるんだと。しかしながら、工事の事情で規制解除に至っていないということでありました。

予算があるということは、年度内にはできることだと思いますけれども、ただ、私といたしましても、商店街の利用される方々の利便性とか、それからまた、商店街の活性化のためにも、一日も早く規制解除をされるよう、これが一番大事だと思っておりますので、再度高田警察署長さんともご相談して、できれば警察本部のほうに私も行かせていただいて、そして事情も話を、一日も早く規制解除がなるようお願いをしてみたいと思っております。

以上でございます。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

**○議長（村上和人君）** 市参事兼福祉事務所長、野村信隆君。

**○市参事兼福祉事務所長（野村信隆君）** それでは、民生委員についてお答えいたします。

12月の1ヶ月間を期間といたしまして、「みんなで支え合うあったかい地域づくり」をスローガンに、歳末たすけあい運動を実施しているところであります。

歳末たすけあい運動は、共同募金運動の一環とし

て、自治委員を始めとする地域住民の方々、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関、関係団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちの地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開するものであります。

歳末たすけあい運動を通じ、本市の中で寄せられた募金につきましては、本市での歳末たすけあい配分事業としてすべて使われることになっており、地域において生活課題を抱えている方に対する支援や福祉機器の購入を行うなど、本市の福祉活動に有効に活用されております。

また、本市での歳末たすけあい運動は、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会が運動推進主体となり実施しており、その中で民生委員・児童委員は、地元自治委員と連携し、募金活動を推進していただくとともに、各地区の民生委員・児童委員協議会を中心として事業配分、対象者の調査を行っていただいております。

歳末たすけあい運動を始めとする民生委員・児童委員の活動が円滑に行えるよう、必要な情報の提供は適宜行ってまいりたいと考えております。

また、世帯表の配布につきましては、9月定例会で議員のご質問にもご答弁申し上げましたとおり、これまで難しいとの判断をさせていただいたところでありますが、議員が言われるように、民生委員・児童委員の活動の状況やその重要性を考慮し、民生委員・児童委員に対し配布することといたしたところであります。

以上でございます。

**○議長（村上和人君）** 建設課長、筒井正之君。

**○建設課長（筒井正之君）** それでは、桂川の美化についてお答えいたします。

桂川は、私たち豊後高田市民の母なる川として親しまれるとともに、さまざまな行事の舞台としても大きな役割を果たしているところでございます。

特に、若宮八幡秋季大祭における最大の見どころとなっております川渡りや、来年1月に行われるホーランエンヤには、毎年多数の市民や観光客が訪れ、この伝統行事を見学しているところでございます。

さらに、今年の3月に桂橋が架け替えられたことにより、高田側と玉津側のさまざまなイベントへ参加するための相互間の移動が増加し、通行時における景観が人々の心をなごます効果が考えられるなど、

12月7日

桂川の重要性が増しているところでございます。

そのため、景観を維持していくための美化活動といたしましては、河川愛護月間に伴い、大分県と共催で河川愛護美化啓発活動として、桂川沿線の草刈り作業を市内各関係団体とともに実施しているほか、市といたしましても、ふれあいマラソン大会開催前に、沿線の草刈りの実施や市職員による毎月1回の昼休みの清掃活動など、美化活動に努めているところでございます。

桂川の美化につきましては、これまで民間と連携し大学教授を講師に招き、シンポジウムを開くなど、研究活動を行ってまいりました。そして、その活動を踏まえ、平成18年8月には国土交通大臣に直接お会いし、昭和の町に調和した桂川の再生についての要望活動を行ってきたところでございます。

この中で、国においては二級河川ということもあり、治水事業のみしか行わず、環境整備に対する予算措置は行わないとの回答でございました。これに対し大分県におかれましては、県の単独事業により桂川上流における河川内の木の伐採を中心に事業を実施していただいたところでございますが、しかしながら、最近の厳しい社会情勢を物から人への政策転換もあり、ここ数年は事業実施に伴う予算措置が難しい状況となっているようでございます。

今後、桂川の美化につきましては、臨時的な措置を含めたさまざまな取り組みが必要でありますので、引き続き河川管理者であります県に対して要望してまいりたいと考えております。そして、市といたしましても、桂川を市民の憩いの場として活用していくため、土木事務所や市内関係団体と連携を図りながら、桂川の美化に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（村上和人君） 4番、安達 隆君。

○4番（安達 隆君） 一方通行の解除について、永松市長も全面的に協力して、県警本部とも一日も早い一方通行の解除をお願いしていくんだという姿勢を示してくれました。ありがとうございました。

民生委員の問題について、やはり世帯表を持たしてくれろということで、やはり民生委員自身が自信というか、自覚を持って今後さらに民生委員活動に力を十分発揮してもらえぬものと思われま。

1点だけ福祉事務所長、答弁してください。いわゆる民生委員が生活保護の手続きをしても、手続きをするだけで、その結果は教えてもらえないと。多

分個人情報守秘義務だろうと思うんですが、こちら辺りまでは民生委員を信頼するんだという立場から、やっぱり結果だけは教えるようにすべきじゃないですか。その点ちょっと、その点だけ答弁してください。

桂川の美化については、非常に難しい問題がいろいろありますが、やはり私たちにとっては母なる桂川であり、豊後高田市にとっては一つの顔であります。さらに県と継続して、美化に向けて努力していつてもらいたいということで、私の質問を終わります。福祉事務所のその答弁だけください。

○議長（村上和人君） 市参事兼福祉事務所長、野村信隆君。

○市参事兼福祉事務所長（野村信隆君） それでは、安達議員の再質問にお答えします。

民生委員・児童委員の方には、民生委員法で守秘義務が課せられておりますので、そういうこともありまして、必要な情報については適宜提供してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村上和人君） 一般質問を続けます。

2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 皆様、おはようございます。2番の近藤紀男でございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず初めですが、空き家等の適正管理条例の制定についてであります。少子高齢化の進展とともに人口が減少する中で、市街地、周辺部地域を問わずに空き家が増えてきております。空き家の中には、長年放置され、草木が伸び放題で、シロアリ等の害虫発生の恐れがあるもの、通学路周辺で防犯面に問題があるもの、あるいは、建築物も朽ち果て、隣家や周辺住民に被害を及ぼしかねないものなどさまざまあります。

近くに空き家の所有者、管理者がおればそれなりの対応ができるものと思いますが、中には金銭的な理由等々で放置されているもの、また所有者の所在が不明なものなど、さまざまであろうと思います。本市におきましても、空き家バンク等の取り組みをしてきておりますが、空き家、廃屋等の対策では私的所有権等の問題もありまして、行政としてもなかなか有効な手立てが打てない、対策がとりづらいのが現状ではないかと思っております。

とりわけ、空き家がある当該自治会でも、空き家に対する苦情等があっても、どこのだれに連絡をしていいのかわからないのか、対応をお願いしていいのかわからない。

みだりに出入りもできないし、大変困惑することが多いとお聞きをしております。全国的にこうした傾向が強まる中で、一部の自治体では空き家の所有者や管理者に適正な管理を求める空き家等の適正管理条例を制定をし、所有者、管理者の責任を条例で定め、生活環境の保全、防犯のまちづくりを推進しているところも見受けられます。

本市におきましても、空き家が増加傾向にある中、今後もその対応が求められていると思っております。

そこで何点かお尋ねいたします。

まず、1点目ではありますが、空き家と廃屋等の把握はどのようにされているのか、またその件数はどれくらいあるのか、お尋ねをいたします。

2点目ではありますが、空き家や廃屋等の対策は現在どのようにされているのでしょうか。

最後ではありますが、空き家等適正管理条例の制定についての見解をお尋ねをいたします。

2点目であります。森林セラピーについてですが、以前は森林浴でのいやし効果や健康増進が森林浴で言われておりましたが、2005年林野庁が発表しました森林セラピー基地構想によって、森林の持ついやし、心身のリラックスやストレス解消といった効果が医学的、科学的な実証によって裏づけがされ、現在では森林療法、セラピーとして関心が強まり、全国各地で広がりを見せております。

森林浴は、森林や公園の樹木の中を歩いたあとのリラックス効果が知られておりますが、これまでの研究でストレスホルモンの分泌を抑えること、免疫力を取り戻すなどの医療効果があることも明らかになっております。

近年、メタボリックなどの生活習慣病やメンタルヘルス不全が社会問題となる中で、森林の持つ効果を活かすさまざまな取り組みが各地で実施されております。一部の自治体では、森林セラピーを住民の健康増進や都市部と山村の交流、地域振興に活かしていく具体的な取り組み、また千葉県におきましては、森林の持つ多様な機能、教育的なもの、健康やいやし効果などを活かし、高齢者介護や幼児保育、障がい者教育等々、幅広く活用されております。

現在、森林セラピー基地、またはセラピーロードとしてこうしたさまざまな活用が図られ、国の認定を受けている箇所は全国で44箇所あります。大分県におきましては、大分市が森林セラピー魅力創出事業として取り組みを進め、現在大分市周辺部の森林8コースをセラピーロードとして国に認定の申

請をしております。本市におきましても、市民の健康増進に向けて現在もさまざまな取り組みがされておりますが、本市でのこうした豊かな自然を活かした森林セラピーロードの整備ができないものかと考えております。

春ごろからの暖かい日に、木漏れ日が差す森の中を市民が気軽に散策できる、高齢者の方が車いすでも森林浴ができる、そして児童生徒などが自然の体験活動ができる場所、将来こうした本市での森林セラピー構想ができないものかと思っております。執行部の見解をお尋ねしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（村上和人君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私のほうから森林セラピーについてのご質問にお答えいたします。

まず、森林セラピー基地を認定するNPO法人の森林セラピーソサエティによりますと、いやしやリラククス効果などがあるとされておりまして、親しまれてきた森林浴からその効果が科学的に解明されまして、心と体の健康づくりに活かそうという試みが森林セラピーの定義のようでございます。

また、森林セラピーの歩みについてでございますけれども、まず平成16年、森林の持ついよしの効果を科学的に解明して、その活用方法に関する研究を進めるために、林野庁を中心として産・学・官が連携して森林セラピー研究会を発足させたようであります。

それから、翌17年にこの研究会の成果を実践の場に活かし、普及、発展をするために森林セラピー総合プロジェクトが立ち上がり、当該プロジェクトに森林セラピー基地と、それと同時にセラピーロードの認定がうたわれているようでございます。

これまで認定された件数は、議員おっしゃるように全国44箇所と私どもも把握しております。県内におきましては、大分市が高崎山ほか8コースでそういう申請をしているというものを把握をさせていただいておるところでございます。

これらの認定基準につきまして、自然の豊かさが感じられることや、散策道の管理状態がすぐれていることに加えまして、休憩とか体験施設等が整備されていること、また身体障がい者、弱者に配慮した整備がなされること等々、いろんな条件があるようであります。そしてまた、認定にあたりましては、森林内における血圧、脈拍測定とか心拍変動とか、ストレスホルモンの濃度測定、そういうような科学

12月7日

的な検証もするようになっております。

私ども人口3万人構想のもとに、健康なまちづくりをテーマに挙げて、地域でラジオ体操とか、それからまたチャレンジウォーキングとか、豊後高田健康ウォーキングとか、さまざまな取り組みを行っているところでございますけれども、私どもウォーキング、ホームページで市内各地で20コースをお勧めウォーキングコースとして紹介をさせていただいております。

本年度はこのコースを活用して、四季折々の景色を楽しんでいただこうと、5回にわたって実施いたしました。豊後高田健康ウォーキングには、延べ594人の方のご参加もいただき、感謝をしているところでございますし、今後ともこの輪を大きく広げてまいりたいと思います。

先程申し上げました森林セラピー構想について、議員からそのセラピーロード整備は市ではできないのかというお話でございました。私も実は大分市がその申請をしたという情報をお聞きしましたので、本市においてこれを活用した地域づくりはどうかということで検討もさせました。まず、認定にあたりましては、本市の既存場所、散策道をそのまま認められるわけじゃなくって、先程申し上げましたように、基準を満たすような施設整備、環境の整備が必要であるという、もう一つは審査を行う上で経費が結構かかるようであります。

そういうことの中で、森林セラピーが観光振興のツールとして活用しつつ、中山間地域の活性化ということにつながれば、その費用対効果も上がるのではないかと考えております。そういう面では、ただ現在本市ですぐとりかかれるかという、なかなかでありますので、議員がおっしゃいましたように、森林セラピー構想の将来的構想として検討してみますが、現在の豊後高田としては、先程申し上げましたお勧め20コースのウォーキングコース、その他にも森林セラピーとして効果を認められる来縄のみじ村とか、田染荘の周辺とか、夷耶馬とか猪群山周辺とか、そういうような市内にもまだまだよい場所があると思われまして、これらのウォーキングコースをたくさん盛り込んで、いやし効果の、それからリラックス効果、児童生徒の情操教育を期待できるようなコースをとということで開発をして、そして当面は市民の健康づくりを中心とした豊後高田市版の森林セラピーロードとして紹介してまいりたいと、そういうふうと考えているところでございます。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（村上和人君） 市参事兼総務課長、栗原茂彦君。

○市参事兼総務課長（栗原茂彦君） 近藤議員の空き家等の適正管理条例の制定についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、少子高齢化、過疎化の進行に伴い、住む人がいなくなり、そのまま放置された家屋が荒れ果てて廃屋となり、隣家や周辺住民等に被害をもたらす恐れがあるなど、地域の不安材料となっております。

こうした廃屋は、個人の財産であることから、その対応に苦慮しているのが現状であり、本市のみならず全国の自治体が抱えている大きな課題でもあります。

議員ご質問の内、まず空き家の把握につきましては、平成21年度に市内全域を対象として空き家実態調査を実施いたしましたところでございます。その中で、廃屋につきましてはどの程度のものが廃屋に当たるかという基準が明確ではありませんので、正確な件数はわかりませんが、居住不可と分類された空き家は91戸でございました。

次に、本市の廃屋対策といたしましては、先の9月議会でも川原議員にご答弁いたしました。地域から特に危険性の高い廃屋についてご相談をいただいた場合、廃屋の所有者あるいは相続人等を調査をいたしまして、所在が判明したものにつきましては、その都度そうした所有者の方々に対しまして現状をお伝えしながら、管理や撤去のお願いをするなどの対応をいたしているところでございます。

先程申し上げましたとおり、廃屋といえどもあくまで個人財産でありますことから、基本的には所有者等により管理、あるいは撤去されるべきものであると考えておりますので、今後ともこうした対応をしていくしかないのではないかと考えているところでございます。

また、その一方で、人が住まなくなった空き家がそのまま荒れて廃屋になってしまわないように、本市の定住対策ともあわせ、空き家バンク制度を活用しながら空き家の有効利用を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご協力をお願いいたします。

次に、空き家等適正管理条例の制定についてでございますが、昨年7月に埼玉県の新所沢市が全国で初

めて制定し、現在全国の9自治体で制定されていると新聞報道されておりましたが、管理不十分な空き家の所有者に対し、適切な措置を行うよう助言、指導、勧告等を行うとともに、最終的に応じない場合は、所有者名等を公表するなど、空き家の所有者の適正な管理を求める内容となっております。

条例制定により、空き家の所有者に対し適切な管理に向けての行動を起こさせるきっかけとなる一方で、私有財産権の行使を規制することにもなりますことから、慎重な対応も必要と考えられますので、今後こうした条例を制定した先進自治体での事例やその効果、課題等について研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（村上和人君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） それでは、再質問であります。質問しました2点、要望として述べさせていただきますと思います。

まず、市長からご答弁いただきました森林セラピーについてであります。こうした森林セラピーを活用した取り組み、先程も申し上げてまいりましたその地方自治体でありますけれども、市民の健康増進のほかに、都市部と山村の交流とか、市長も申しておりますけれども、地域振興、観光振興等で取り組まれておりますが、少子高齢化等々進展する中で、こうした取り組みはこれからも広がっていくのではないかと思いますし、自然環境の保全、地域の再生にもつながっていくのではないかと思います。市長にご答弁いただきましたこのこうした取り組み、中山間地の活性化につながっていくようであれば、ぜひ前向きに考えていきたいというおことばをいただきました。

ご答弁いただきましたように、本市のほとんどは、本当に緑に囲まれた田園地帯で、豊かな自然をたくさん有しておる恵まれた、ほんとに住みやすいところだと私も思っております。先程森林効果が見込まれるお勧めの20コースをご紹介をしていただきました。どういいますかね、見慣れたもののよさは忘れがちになるというようなことばがありますが、身近にあるこうした豊かな自然を活用して、ご答弁いただきましたように、豊後高田市版の森林セラピー、大いに結構だろうというふうに思います。こうした森林セラピーロードの整備に向けて、前向きにまた検討していただくよう要望しておきたいと思っております。

次に、空き家等の適正管理条例についてであります。先程のご答弁で廃屋や空き家の対策につきまし

ては、やはり私的財産権等の問題で、なかなかその対応が難しいこと。かといっても、周辺住民に迷惑や被害を及ぼす恐れのあるものを、やはり放置するわけにもいきませんし、大変苦慮している様子がかがえました。

答弁の冒頭、平成21年度の調査で、もう住むことができない空き家、これは数十年か相当の期間放置されてきたであろう廃屋であります。その数が91軒あるとのことでありました。ここに至るまでには、周辺の住民の皆さんには、やはり何がしかの迷惑なりをかけてきたことが推察をされますし、現在も撤去されていなければ、いまもそれが続いているのではないかというふうにも思っております。

市内の各地には、こうした廃屋のほか、ここ数年来住んでいないと思われる空き家を私もよく目にいたします。こうした空き家を含めると、本市における空き家、廃屋の数はまだまだ相当数あるものと思っております。課長ご答弁で申しておりましたけれども、廃屋と空き家のこの境目というのが、どの辺かっちゃうことも、そりゃよくわかりませんが、なかなかその辺の判断もあろうかと思いますが、住めないというのは、やっぱり廃屋だろうというふうに思いますし、その辺を基準にして空き家、廃屋の総合的な調査を今後実施をしていただきたいと思っております。

また、ご答弁では、こうした条例の制定はあまり進んでなく、現在九つの自治体で制定施行されていることでありまして、私もその辺はいろいろ調べまして承知をしておりますけれども、これは答弁でも触れられておりましたが、恐らく当該自治体として私的所有権、財産権に法的にどこまで、どの範囲まで踏み込むことができるのか、この辺で足踏み状態となっているのかなというふうにも思っております。

しかしながら、私はこの条例の制定によって、これまで所有者や管理者に対しての行政としての対応は、ご答弁ありましたように、管理や撤去のお願いとしてしか、指導しかできなかったことを、より以上空き家の所有者、管理者により適切な指導や勧告ができるのではないかとこのように思っております。

管理や撤去は、所有者が行うことは大原則であります。行政としてより以上の対策をこれからやっぱり講じていかなければならない、もう状況にあるのではないかと、それに近づいているのではないかとこのように、私は思っております。

どんな事情があろうとも、何年も何年も草木が伸

12月7日

び放題にしたり、家屋が朽ち果てるまで放置していいはずはないというふうに思っております。迷惑を被っている住民もおられると思います。空き家、廃屋が増加傾向にある中で、今後もその対応が求められてくるものと思っております。先進自治体の取り組み、その効果をしっかり検証していただきまして、本市のような小さい自治体であっても、条例化に向けてぜひ検討していただくよう要望し、私の質問を終わります。

○議長（村上和人君） 一般質問を続けます。

5番、山田秀夫君。

○5番（山田秀夫君） 5番、山田秀夫でございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず、職員の意識改革と人材育成の推進についてお尋ねをいたします。

我が国の経済は、世界情勢の目まぐるしい変化、最近ではタイのバンコクの未曾有の水害に日本企業は大打撃をまともに受け、いまだ長期の景気低迷から回復の見通しすら立たない状態にあります。民間企業は、生き残りをかけた経営戦略を余儀なくされております。

そのような中、一方ではリストラ、人件費抑制のための人事評価もさることながら、能力・成績主義による人事評価をすることで優秀な人材の育成、確保が重要な課題となっております。また、市民の意識や生活形態の変化、情報化や価値観の多様化が進み、市民のニーズはますます高度化、多様化しております。

このような状況下において、自治体の果たすべき役割はますます重要度を増してきております。市民意識の高まりや地方分権による権限の移譲に伴い、自治体の範囲は拡大し、業務内容も定型的・安定的なものから非定型的、創造的なものへと変化しております。魅力ある地域社会を形成し、住民福祉の充実を図るためには、最小の経費で最大の効果を上げるための職員育成が緊要となっております。事なかれ主義や前例踏襲主義であってはならず、社会の変化に的確に対応できる職員が求められております。

また、財政面では経済状況悪化に伴う税収の低下や地方交付税の減少等、資質面では急速な少子高齢化の進行や環境対策のための経費の増加、人件費等により財政状況は非常に厳しいものとなっております。

このような状況下において、本市では第1次行政改革では、人材育成基本方針を策定し、求められる

職員像というものを明確にした上で、研修の充実等人材育成に努められていると思っておりますが、いま現在の人材育成の推進状況についてお尋ねをいたします。

また、いわゆる団塊の世代が大量に退職されておりますが、平成20年度から平成22年度までの退職者状況、また本年度、平成23年度の退職予定者数はどのようになっているのか。そして、これを補充するための採用状況についてお尋ねをいたします。

次に、人事評価制度の導入に向けての推進状況についてお尋ねをいたします。

自治体においては、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき勤務評価を行い、それに応じた措置をとることが義務づけられておりますが、長年の慣行で年功序列の考え方が労使双方に根強く残っているため、勤務評価が充分行われていない自治体もあると聞いております。

しかしながら、職員の能力、意欲、勤務成績を正しく評価し、処遇すべきという時代の流れ、さらには公務員制度改革で本市では能力、成績主義を強化する方向で人事評価制度を検討実施されていると思っております。本市のスケジュールでは、平成22年度制度研究、構築作業、平成23年度一部施行、平成24年度施行、平成25年度以降は本格運用となっております。本市において業務効率を改善し、社会の変化に対応した住民サービスを的確に提供できる組織づくりを推進するため、人事制度と評価システムの改革が求められておりますが、いままでの推進状況と今後の対応についてお尋ねをいたします。

次に、新学習指導要領についてお尋ねいたします。

平成20年3月28日、小中学校の新学習指導要領が公示され、本年度から一部移行措置が実施されております。全面実施は小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度からの予定であります。高等学校については平成21年3月9日に公示され、平成25年度から全面実施されます。

今回の学習指導要領改訂は、平成18年12月の教育基本法改正後、初めての改訂であります。また、平成19年6月には、教育三法の一つとして学校基本法が改正され、義務教育の目標や各学校の目標等が整理されております。さらに、教育基本法に基づく初めての教育振興基本計画が平成20年7月に策定されるなど、ここ数年教育を取り巻く環境が大きく変わる中での改訂となっておりますが、これはゆとり教育の終えんのか、学習指導要領改訂案の基本的な考えについて、まず教育長にお尋ねをいたし



ます。

次に、学習指導要領が改訂に向けたことで、これまでの状況と今後のスケジュールについてお尋ねをいたします。

また、幼稚園教育要領、小学校教育要領、中学校教育要領のおおの改訂のポイントについてお尋ねをいたします。

また、新学習指導要領では、総合的学習の授業時間数が3回から2回に縮減されております。生きる力の育成が重要だとして、その中間的役割を担う総合的学習を減らすのは矛盾しているように思われますが、教育長の見解をお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○議長（村上和人君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私から職員の意識改革と人材育成の推進についてのご質問にお答えをいたします。

私は、就任当初から職員の意識改革と人材育成につきましては、組織を預かるものとして大変重要な課題の一つであると認識をしておりました。人材育成に関するさまざまな取り組みを継続させることで、組織の目標の達成と挑戦する組織風土の醸成が期待できるものと思っております。

人材育成の推進状況でございますが、さらなる飛躍を目指す職員の育成を図る必要がありますので、今年3月に「豊後高田市人材育成基本方針」の改定を行ったところでございます。この方針では、職員の政策形成能力の向上を図り、コスト意識を醸成するなど、長期的かつ総合的な観点から、職員の能力開発をさらに効果的に進めると、そういうことにしておるところでございます。

具体的な推進方法につきましては、基本テーマといたしまして、市政方針に掲げる「市民一人ひとりの夢のあるまち豊後高田」を実現する職員と定め、求める職員像については、本市の組織、目標を達成するために必要とする職員像として、「市民視点でまちづくりができる」、「行政のプロとして地域のシンクタンクとして行動する」、「組織目標達成に自分の役割が果たせる」、「市民の夢の実現を手助けできる」の四つの項目を上げ、市民の期待に応え、市民本意の良質で効率的な行政サービスの提供ができる職員の育成に努めることといたしております。

なお、人材育成、能力開発を支える仕組みとして、トータル人事管理制度の構築を図り、人事制度・研修制度・職場づくり、この三つの柱を有機的に結合

して、総合的に展開することで、効果的な人材育成を目指す仕組みとしております。

まず第一の仕組みとして、人事制度につきましては、適材適所の人事配置を実現の基本として、職員採用、人事異動、人事評価制度、昇格昇任制度、給与制度について効果的な運用ができるよう検討を進めております。

また、人事評価制度につきましては、人材育成に主眼を置き、職員の能力発揮、頑張りに報いるような仕組みを動かすために、現在導入に向けて取り組みを進めているところでございます。

また、人材育成のキーパーソンとなる管理職の登用についてでございます。これにつきましては、平成19年度から市政を担ってきた団塊の世代の大量な退職がございます。それとともに、もう一つ旧豊後高田市では、昭和57年ごろから5年間、欠員不補充を行っております。この弊害がございます。そういうことで、現在50代の職員が少ない構成となっております。

このような職員構成の状況でございますので、これまでのように年齢重視の登用では、もう成り立たなくなっております。こういうような小さな組織ですから、余り変えてもと思えますけれども、今回の場合そういうことは言っておられないという状況になっております。そういうことで、若手職員の抜擢、これについては考えなきゃならんと。そういう面では、計画的な対応が必要になってきております。

このことから、本年度より新たに管理職昇任試験制度を設けまして、管理職としての判断能力、折衝能力、部下の統率力、積極性などの資質とともに、経験ともう一つは実績をも考慮した上で、総合的に審査し、実施することといたしております。

次に、第2の仕組みとして研修制度につきましては、職員の自発的、積極的な取り組みを促すために、職務・職責に応じた能力開発の各段階において、必要とされる研修の機会を提供しております。

また、本年度新たに研修事業といたしまして、管理職候補者養成研修を新設し、早い段階から管理職としてのスキルアップを図るために、国、県、商工会議所などのご協力を仰いで研修を実施しているところでございます。

次に、第3の仕組みとして、人が育ちやすい職場づくりにつきましては、管理職を中心に職員とのコミュニケーションを密にすることで、職務、職責に応じた指導・助言を行い、やる気と活力を見出す職

12月7日

場づくりに努めているところでございます。

このように、現在本市が進めるトータル人事管理制度では、人事制度、研修制度、職場づくりを総合的に展開することによりまして、職員の採用から退職に至るまで、その成長過程にあわせた人事育成、能力開発を積極的に進めております。

その結果として、私は県下の市職員の中で、私どもの職員がトータルとして一番ではないかと、そういうふうに自負しているところでございます。これからも市民の思いを自らの思いとするような柔軟な発想と、高い目線で政策力、そして企画力、そしてまた積極性、自分を殺して頑張る、そういう職員の育成に引き続き取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

その他の質問につきましては、教育長、担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（村上和人君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 山田議員の教育関係のご質問にお答えいたします。

まず、議員ご質問の学習指導要領改訂案の基本的な考え方についてお答えいたします。

新しい学習指導要領の理念は、これまでと同じように生きる力の育成を継承し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体の調和を重視することとされ、その大枠において大きな変化は見られません。議員ご指摘のように、授業時数の増加によるゆとり教育からの移行と感じとれる部分もありますが、授業時数を増加することにより、各教科における指導事項の充実やつまづきの解消、知識、技能の活用等、児童生徒一人ひとりの実態に即したきめ細やかで質の高い教育が図られるものと考えております。

次に、学習指導要領改訂に向けたこれまでの状況と、今後のスケジュールについてお答えいたします。

幼稚園では平成20年3月、小学校では8月、中学校では同年9月の教育要領、指導要領の告示を受け、大分県教育委員会の指導のもとに取り組みを進めてきたところでございます。そこで、豊後高田市教育振興協議会の教科部会を中心とする教育課程作成のための取り組みや、学習指導要領の策定にかかわった文部科学省の調査官を本市に招聘いたしまして、教職員へ指導していただき、教育課程の選考実施をしまいたところでございます。

今後の取り組みといたしましても、移行期間中に文部科学省の指定を受けた真玉中学校や河内小学校を始めとした11校の指定校の実践研究を進めてい

くとともに、本年度から本格実施の小学校教育課程研究に引き続き、来年度本格的に実施される中学校におきましても、改訂の趣旨やポイントを踏まえた教育課程研究を継続してまいります。

次に、幼稚園教育要領、小中学校学習指導要領の改訂のポイントについてお答えいたします。

幼稚園教育につきましては、発達や学びの連続性を図るため、家庭と連携した取り組みや小学校との円滑な接続のための園児と児童との交流の重要性が挙げられます。また、小中学校につきましては、思考力、判断力、表現力等を培う観点から、全教科、全領域における言語活動の充実が求められております。

さらに、そのための授業時数の増加を図り、理数教育、伝統や文化に関する教育、体験活動を重視した道徳教育、外国語教育等の充実が改訂のポイントとなっております。

本市におきましても、小学校5、6年生による外国語活動の先行実施や、小学校1年生からの英語教育活動研究開発をしまいました。中学校におきましても、すべての中学校保健体育科におきまして、武道必修化を取り入れ、先行実施しておるところでございます。

また、ダンス指導につきましても、来年度から地域の特性や地域指導者を活用した取り組みを教育課程に位置づけ、積極的に実施してまいりたいと考えております。

さらに、総合的な学習の時間の削減に伴う生きる力の育成への影響につきましては、議員ご指摘のように心配される面もございしますが、これまで取り組みを進めてまいりました総合的な学習の時間における体験的な活動や他教科との関連性を十分に吟味しながら、本来総合的な学習の時間が担ってきました課題解決学習の習得に向けて実施しており、一定の成果が得られております。今後とも引き続き積極的な教育課程研究の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 市参事兼総務課長、栗原茂彦君。

○市参事兼総務課長（栗原茂彦君） 初めに、山田議員のご質問の平成20年度から平成22年度までの退職者数と採用予定者数の状況についてお答えします。

平成20年度の退職者数は17名で、内訳といたしましては、定年15名、勸奨1名、その他1名でございます。なお、採用者につきましては、5名でございます。その内、一般事務職3名、消防職2名となっております。

平成21年度の退職者数は15名でございます。内訳といたしましては、定年9名、勸奨4名、自己都合2名でございます。採用者数につきましては、4名をいたしております。その内一般職2名、消防職2名でございます。

次に、平成22年度の退職者数は19名でございます。内訳といたしましては、定年14名、勸奨5名でございます。採用者数は10名、その内一般事務職6名、消防職4名でございます。

次に、平成23年度の退職予定者数でございますが、16名でございます。内訳といたしましては、定年14名、勸奨2名でございます。採用者は9名でございます。一般事務職5名、消防職4名でございます。

また、平成24年度の採用予定者数は6名でございます。内訳といたしましては、農業技術職1名、一般事務職5名となっております。なお、採用につきましては、前年度の退職者数を考慮しての採用を行っているところでございます。

次に、本市の人事評価制度の導入に向けての進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、人材育成の推進の観点から、第2次行革に基づき平成22年度より人事評価制度の構築、導入に向け本格的に検討を進めているところでございます。

これまでの進捗状況でございますが、まず基本的な考え方といたしましては、先程市長がご答弁申し上げましたように、本格的な地方分権時代を迎え、本市独自のまちづくりを進めるためにも、その組織の担い手である職員の資質の向上やモチベーションの高揚を図ることが必要となっております。

このことから、平成22年度に見直しを行った豊後高田市人材育成基本方針に基づき、人材育成型の人事制度を構築し、人事政策を展開すると位置づけたところでございます。

平成22年度の取組状況につきましては、新たな人事制度の構築に向けた取り組みでございますので、まずトップヒアリングの実施を始め、労使双方をメンバーに加えた人事評価制度検討委員会を設置し、4回の検討委員会を開催し、構築に向けた議論を重

ねたところでございます。

また、全職員を対象に導入の必要性と本市の制度概要について基礎研修を実施したところでございます。なお、これら一連の制度の構築導入に向けた取り組みにつきましては、制度に対してのノウハウを持つコンサルへ事業支援の委託をしているところでございます。

次に、本年度の取組状況でございますが、本年度は行革に基づき、制度の一部試行期間に入ることから、これまで3回の検討委員会を開催し、制度設計についての検証を行っているところでございます。

また、導入にあたっては、職員の理解が必要不可欠であることから、全職員に対し第2回のアンケート調査を実施するとともに、本市に即したよりよい制度となるため、一部改善も図ったところでございます。

なお、本年度の一部試行にあたっては、評価対象期間を12月から1月とし、評価期間を2月としていることから、先月11月に全職員を対象に、制度試行研修を実施し、来年の2月には管理職等を対象とし、評価者研修を実施する予定といたしております。

本市の人事評価制度の概要につきましては、主に目標チャレンジ制度、人事評価シート、基準課業一覧、コミュニケーション制度、処遇反映制度、人事評価相談制度の六つのパーツから成り立っております。これらの六つのパーツを効果的に動かすことにより、人材育成に主眼を置いた人事評価制度が成り立つものと考えております。

なお、本市の人事評価制度は、現行の人事管理制度、任用管理、人材育成、組織管理、労務管理等と一体的に連携し、相互に作用、活用しあう仕組みづくりを目指しております。これにより、人事評価制度を含めた人事管理制度が総合的な人事管理体系、トータルシステムとして確立することを目標としております。

今後においては、さらに制度における効果や問題点を検証し、改めるべきものはよりよいものに改善を図りながら、平成24年度の試行を経て、平成25年度の本格運用に向け公平性や公正性、納得性や透明性、信頼性の高い人事評価制度の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 5番、山田秀夫君。

12月7日

**○5番(山田秀夫君)** それでは、再質問を行います。

まず、人材の育成についてであります。いま先程栗原課長の答弁では、退職者が平成20年から24年までで、約67名になりますかね。それから合計すると、採用者が29名。結局、38名の減ということになります。業務に精通した職員が退職されて、新採用者や民営化等で余剰になった職員で補充するということになれば、執行力はかなり低下すると考えられますが、職員の教育や育成についての方針はどのようにしておられるのか、まず1点お尋ねします。

次に、人事評価制度についてであります。まず1点目ですが、適正に人事評価をする方策をどのように考えておられるのか。2点目は、人事評価は評価して、その後の処遇はどのように反映させるのか。また、人事評価は人材育成が主目的だと考えますが、これに対する見解を求めます。

次に、新学習指導要領についてであります。体育分野において本市の六つの中学校の1学年及び2学年の武道、ダンスは具体的にどのように各学校単位で考えておられるのか、まず1点お尋ねをして、2回目の質問を終わります。

**○議長(村上和人君)** 市参事兼総務課長、栗原茂彦君。

**○市参事兼総務課長(栗原茂彦君)** 山田議員の再質問にお答えをいたします。

今後の対応といたしましては、常に業務改善を図りまして、定例業務については昨年度よりマニュアル化を進めておりますので、その徹底を図るとともに、人材育成基本方針に基づきまして、業務に関する研修制度等の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、事務事業の整理と見直しをさらに進めるとともに、少数精鋭による効率的な組織編成を目指して、住民に不便を来さないような形で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、適正に人事評価をする方策についてでございます。新たな制度の導入を目指しているところでございますので、今後も評価者研修や非評価者研修を重ねて実施することで、制度に対し職員相互に理解を深めてもらいながら、適正な運用が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

また、評価後の処遇範囲につきましては、制度を機能させる手段として、勤勉手当や昇給、昇格への

反映は必要不可欠であると考えております。導入に向けた方針は示しておりますけれども、現段階では検討段階であるとともに、具体的な内容は固まっております。

なお、これを実施するにあたっては、職員組合との協議も必要でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、人事評価制度の仕組みについての見解でございますが、本制度の制度設計といたしましては、人材育成基本方針が上位の方針と位置づけております。この方針をもとに、そこに設定明示された求める職員像の育成を目指す制度として構築を図っております。

また、評価基準につきましても、人材育成基本方針で設定明示された求める職員像を基本としております。よって、人事評価制度を運用することで、人材育成につながるような制度設計の仕組みとなっておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

**○議長(村上和人君)** 教育庁学校教育課長、瀬口卓士君。

**教育庁学校教育課長(瀬口卓士君)** 山田議員の教育関係についての再質問にお答えいたします。

中学校における武道、ダンス必修科の具体的な取り組みにつきましては、平成21年度から文部科学省の指定事業を受けまして、すべての6中学校の1、2年生におきまして、先行実施をしてきたところでございます。

武道につきましては、これまで実施してきました柔道、剣道に加え、本年度より空手を選択競技として実施しております。来年度も引き続き地域武道指導者との連携を図りながら、すべての学校で実施してまいります。

また、ダンスにつきましても、これまで創作ダンスやフォークダンス、郷土踊りを実施してまいりました。今後も地域指導者と連携したダンス指導に取り組み、現代的なリズムのダンスとして社交ダンス等も取り入れる計画であります。何とぞご理解お願いいたします。

**○議長(村上和人君)** 5番、山田秀夫君。

**○5番(山田秀夫君)** それでは、再々質問ということよりは、要望ということでお願いします。

まず、新学習指導要領が実施されるにあたりまして、総合的な学習は各教科で充分されるよう、また各学校の教育課程の編成、運営方針の総意により学

校間の学力の格差のないように要望して、質問を終わります。

以上で終わります。

○議長（村上和人君） 一般質問を続けます。

9番、明石光子君。

○9番（明石光子君） 9番明石光子でございます。通告に基づき一般質問を行います。

平成23年も残すところわずかな日数となってまいりました。この1年を振り返って見ますと、まさに日本史に残る激動の日々であったといまも胸が痛みます。改めて3・11東日本大震災の一日も早い復興と、寒さに向かう折から、被災者の皆様の安全な暮らしとご健康を願いつつ、質問に入らせていただきます。

まず初めは、政治姿勢について2点お尋ねをいたします。

1点目は、来年度、平成24年度の施政方針についての質問です。

本市では、平成21年度から市長の施政方針として、「一人ひとりの夢のあるまち豊後高田」の実現に向けて、今日まで各種施策を実施してこられました。その結果、それぞれの分野で多くの実績を上げることができ、市政発展につながっていると思っております。

特に、本年は新火葬場の建設を始め、中央公園や多くの事業が完成し、子どもからお年寄りまでだれもが安心して暮らせるまちづくりが推進をされました。

一方、地方の自治体を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、財政規模の小さな本市では、今後の市政運営にも支障が出てくるのではと懸念をしております。平成24年度に向けての市政経営方針、また重点分野の取り組みについて、市長の所信をお伺いいたします。

2点目は、婚活促進事業についての質問です。

前にも述べましたとおり、本市では各種施策で確実に成果を上げ、住民サービスの向上に努めておりますが、自治体経営の基盤である人口の自然減に歯どめがかからない状況が続いております。こうした事態に対応するため、市長は人口3万人構想を打ち立て、官民一体となった定住対策の取り組みをさまざま提案されております。

その中の一つとして、先月11月7日に市長を会長として豊後高田市婚活推進協議会が設置され、その模様がNHKのニュースや新聞各社にも取り上げ

られるなど、市内外から大変な反響とお聞きいたしております。

また、時事通信のトップインタビューに永松市長が紹介され、その中でこの婚活促進事業にも触れられ、同じく時事通信の「編集の目」というコラムにも掲載され、全国に豊後高田市の取り組みが広く周知をされました。

このように、豊後高田市の人口3万人を目指した婚活促進事業は、全国の注目を浴び、市民の皆様も大変な期待をしております。私も常々このような取り組みができないものかとさまざまな会合の中で話題にしてまいりましたので、今回市長が率先して事業に取り組んでくださるというお話を聞き、大変ありがたく思っておりますし、ぜひ応援したいとも思っております。

そこで、3点ほどお尋ねをいたします。一つは、すでに緊急雇用を活用してさまざまなイベント等が行われているようですが、進捗状況と今後の予定をお聞かせください。

次に、婚活奨励金制度の内容についてお示しをいただきたいと思います。

最後に、市内に在籍する20歳から40歳未満までの独身男性と独身女性の人数が把握できていれば、参考までにお尋ねをしておきます。

2番目は、子育て支援の5歳児健診の導入についての質問です。

私は、この5歳児健診の必要性について、平成20年第2回定例会でも質問をいたしました。以後、3年が経過をしたわけですが、残念ながら実施に至っておりません。母子保健法の規定により、市町村が行う乳幼児健診は、ゼロ歳、1歳半、3歳半となっており、その後は就学前健診となっております。

実は、この3歳児健診から就学前健診までのこの期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障がいにとって重要な意味を持っております。なぜなら、発達障がいには早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見できるのですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは、遅いと言われているのです。

発達障がいには、対応が遅れるとそれだけ症状が進むと言われております。また、就学前健診で発見されても、前回でも申し上げましたとおり、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、対策を講じることなく子どもの就学を迎えるために、状況をさらに悪化させてしまうという現状がありま

12月7日

す。

本年の9月24日に、健康交流センター花いろで開催された市民公開講座セミナーの特別講演の中で、大分大学医学部小児科・神経小児科教授の泉先生も、5歳児健診の重要性を訴えておられました。当局の皆さんも、担当課として当然お聞きになったと思いますが、本市における5歳児健診の必要についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

次は、認知症対策についての質問です。

超高齢化社会を迎えた現在、総人口に占める高齢者の割合が年々増えていくのと同時に、認知症の患者も増加し、2012年には約220万人、2020年には約300万人にまで増えることが予想されています。私たちの最も身近な病気とされるがんの患者数がおおよそ128万人と推計される中、それを上回る認知症患者さんがいることに驚いています。

実は、10月27日から28日にかけて、臼杵市で開催された介護保険推進全国サミットの中で、認知症対策を基調とした研修会に参加をいたしました。主には、認知症ケアの取り組みをベースにして、早期発見・早期診断・早期治療の体制づくりについて、ご専門のパネリストによるディスカッションを受講したわけですが、認知症対策連携システムの推進が急務であると痛感をいたしました。

そこでお尋ねをしたいのは、本市における認知症の早期発見、早期診断のための健診活動や認知症講座、地域ネットワークの構築についての見解をお聞かせください。

それから、平成24年度第5期介護保険事業計画の策定にあたっては、地域の実情に応じた認知症支援策の充実強化に取り組みなければならないとありますが、具体的な事業計画についてお尋ねをいたしまして、初めの質問を終わります。

○議長（村上和人君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私からは政治姿勢についての内の、平成24年度の施政方針についてのご質問にお答えいたします。

私は、平成17年3月の市町合併以降、第2期となります平成21年度から「一人ひとりの夢のあるまち豊後高田」を施政方針として各種施策を実施してまいりました。議員ご指摘のように、長年の懸案であった新火葬場の建設、そしてまた子どもを連れて行きたくなるような、そういう公園にという若い人たちの希望に沿った中央公園の整備、そしてまた、中心市街地から玉津へという活性化の架け橋と、そ

うような夢の架け橋ということで桂橋の架け替えをやりました。

都市と格差を埋めるべく、ケーブルネットワークの敷設整備も行いました。そういうことで、生活基盤の整備は一応進まったと思っておるところでございます。

そして、若者を始め多くの方が本市で暮らしているための雇用の場の確保として、大分北部中核工業団地を始めとする市内4箇所の工業団地への企業誘致17社行いました。

本年10周年を迎えます昭和の町、これについても予定の40万人を今年オーバーしそうでございます。そういう面で、観光振興もそれなりにいっていると、そういうふうには思っているところでございます。

それからまた、そばや岬がザミなどの生産流通に見る6次産業化等、産業の振興に取り組んできたところでもございます。

また、子どもを産み育てやすい環境を整備するため、地域子育てサポート事業、延長保育とか一時保育、保育料の引き下げ等、子育て支援策の充実についても行いましたし、そしてまた、市民全体が元気で暮らせるようにということで、チャレンジウォークやラジオ体操等健康づくり教室、そういう意味では健康についての施策も行っておりまして。

また、高齢者が楽しく暮らせるまちということの中で、玉津プラチナ通りの振興、そしてまた先程ケーブルネットワークにおける安否確認等の普及も行っておりまして。

さらに、学びの21世紀塾は、テレビ寺子屋塾や学校支援地域本部事業等、学校と家庭、地域が一体となった教育のまちを推進してまいりました。

こうした取り組みによりまして、本市に生まれ本市で育ち、安心して子どもを産み育て、歳をとっても生き生きと健康で暮らし、その生涯をこの豊後高田で終えるというような、一人ひとりのライフサイクルの舞台としての豊後高田市の骨格もできがりつつあると、そういうふうには考えております。

その上で、平成24年度につきましては、この間の市の基盤、骨格づくりの取り組みを総まとめとして定住対策を最重点に置き、その具体的指標として人口3万人を目標に掲げたところでございます。この定住対策につきましては、人口の減少を食い止めるだけではなくて、本市の住みよさを知ってもらい、本市に積極的に住んでもらうということが重要だと、そういうふうには考えておるところでございます。

す。

このために、まず住環境の整備と住むための機運づくりが必要であると考えます。すでに着手しております分譲団地造成事業の推進はもちろん、空き家バンクの制度を充実すること等々、さまざまな形で定住の受け皿となる住宅環境の整備を進めるとともに、日々の暮らしにさえる商店街も商工会議所、商店街連合会等の協力をいただきまして、魅力のある商店街に整備をしていこうと、そういうことでございます。

また、本市の文化の拠点となる新図書館も来年度に完成いたします。これらの施策をあわせることで、充実した住環境の整備を行ってまいります。

あわせて後ほど課長からも答弁がありますけども、男女の結婚に対する意識が変わりつつあるいま、結婚に対する機運を市全体で盛り上げていきたいということで、婚活推進事業を始めとする本市に住むきっかけづくりになる施策を進めてまいりたいと思っております。

第2に、安心して暮らせるまちづくりでございます。先の東日本大震災が示すとおり、今後発生の予定される東海、東南海、南海及び日向灘での地震発生に対する備え等で、かけがえのない市民の生命、身体、財産を災害から守るような防災、減災対策等を推進するとともに、災害時の復旧拠点となる市の庁舎を新たに建設し、災害に対する万全の体制をつくってまいります。

第3に、教育のまちづくりでございますが、これまで市として重点的に取り組んでまいりました教育のまちづくりは、ご案内のとおり県の基礎基本定着調査において、7年連続県内トップクラスとなっております。このことは、定住促進に向けて本市の大きなアピールポイントであり、この強みをさらに充実させてまいりたいと、そう思っております。

第4に、健康なまちづくりでございます。市民一人ひとりの健康づくりに向かって、各種健康増進事業、高齢者が安心して楽しく生活できるための支援事業、こうした施策の一層の充実が必要だと考えております。

このように、人口3万人に向けた定住対策は、各施策の集合体であり、市の総合力が問われるものであると思っております。このために、来年度予算編成におきましては、厳しい財政状況の中でありましても、予算の特別枠としてチャレンジ3万枠を設け、定住対策に向けた各施策を集中

的に実施するための予算編成を行うことといたしております。

そして、こうした定住対策を進めていくことで、本市の中で若者が結婚し、子どもを産み育て、皆さんが健康で長生きする。そうなることで人口は自然増に転じてまいるのではないかと。そしてまた、雇用の場としての企業誘致を進めるとともに、さらに他地域に住んでいらっしゃる方々、一人でも多く本市に移り住んでもらうこと、そういうことの中で社会増ともなっております。これらに要因をあわせることができれば、人口3万人の目標は不可能なものではないと考えております。

議員の皆様方におかれましても、市民のだれもが将来に向け夢の持てる、希望を語ることのできる豊後高田市の達成に向けてご協力をお願い申し上げますとともに、未来の確かな手ごたえをつかむために、平成24年におきましても積極的な市政運営を行ってまいりますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（村上和人君） 市参事兼企画政策課長、宮崎敦夫君。

○市参事兼企画政策課長（宮崎敦夫君） 婚活促進事業についてお答えをいたします。

本市は、過疎化や少子化などの要因によりまして、人口が減少傾向にございます。その要因の解決は、人口3万人を目指す上で喫緊の課題と考えております。そこで、少子化の要因として考えられます未婚化、あるいは晩婚化を防ぐために、独身者の婚活を支援する豊後高田市婚活促進協議会を11月7日に発足させたところでございます。

この協議会は、会長を市長といたしまして、副会長を野田豊後高田商工会議所会頭、顧問を佐々木県議会議員と村上議長をお願いいたしまして、また、このほか趣旨にご賛同いただいた企業や団体の代表者など、29名で構成いたしております。

また、この協議会のほか、具体的に独身者の婚活を応援していただく婚活応援隊への登録を、企業や団体を対象をお願いしているところでございます。

今年度の具体的な婚活促進事業の取り組みでございますけれども、国の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、すでに田染荘スピリチャル・ウォーク交流会、また若者が結婚したくなるセミナーといたしまして、男子力・女子力UP講座といったものが、

12月7日

すでに行われております。独身者の方々も楽しくご参加いただいておりますし、また雇用主等の皆様におかれましても、独身者にこれらのイベントへの参加を促していただいておりますところでございます、大変感謝をいたしているところでございます。

今後につきましては、引き続き豊後高田らしさを活かした若者の出会いの場の提供、また保護者や雇用主を対象としたセミナー、結婚のお世話をいただく方を養成する仲人養成講座、結婚したくなるような環境づくりをテーマとしたシンポジウムを開催することといたしております。

詳細な開催日程等につきましては、市のホームページ、あるいは市報12月号に掲載いたしておりますし、またケーブルテレビ等も使いながら広くお知らせし、多くの方にご参加をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

次に、豊後高田市縁結び奨励金事業についての説明でございます。

本制度は、今回の婚活促進事業の一環で行います仲人養成講座を受講していただいた方などを対象にいたしまして、「縁結びお世話人」として認定させていただきます。その「縁結びお世話人」となった方が、独身者を豊後高田市への定住につながる結婚のお世話をさせていただき、これが成立した場合につきまして、結婚1組ごとに10万円を差し上げるといいう制度でございます。このような仲人さんに奨励金を差し上げる制度といたしましては、県内では初めての取り組みというふうにお聞きしております。この仲人養成講座を12月10日と、そして1月14日の2回開催いたしますので、ぜひ多くの方に受講していただくよう呼びかけを行って、一人でも多くの独身者の結婚のお世話をしたいというふうに考えているところでございます。

この奨励金の交付は、現在のところまだございませんが、多くの方からのお問い合わせをいただいているという状況でございます。

また、本市の独身者の人数ということでございますけれども、平成22年10月1日現在の国勢調査による20歳から40歳未満の人口というものにつきましては、4,186人であり、この内独身の方というものにつきましては、男性が1,334名、女性が1,042名となっております。

本市の婚活促進事業の取り組みにつきましては、NHKニュース、あるいは新聞各社、また時事通信社にも取り上げられて、全国的に注目をいただい

ておりますし、また市内外から数多くの問い合わせや応援をいただいております。

今後も地域や職場ぐるみで、若者が結婚するムードづくりのお手伝いをお願いし、また市全体でその機運醸成を図ることによりまして、先程申し上げました独身男女2,376人の方々に結婚を、そして子どもを産んでいただくことによりまして、豊後高田人口3万人を目指していきたいというふうに考えておりますので、議員の皆様のご協力のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(村上和人君) 子育て・健康推進課長、甲斐智光君。

○子育て・健康推進課長(甲斐智光君) 5歳児健診の導入についてお答えします。

市では、子どもの健やかな成長発達の支援のために、各種母子保健事業に取り組んでおります。幼児期においては、母子保健法に基づき実施する1歳6ヶ月児健診、3歳6ヶ月児健診を実施しております。特に、情緒や社会性の発達の面で極めて重要な時期である3歳6ヶ月児健診では、身体発育や運動発達のみならず、言語発達や精神発達、社会性の発達についての健診を行っております。

これらの健診を受診した方の中で、経過観察が必要だとか、精密健診が必要と判定された場合には、子育て教室への参加を呼びかけたり、専門医療機関の医師等による乳幼児精密健診等の受診を勧めるなどの支援を行っております。

精密健診は年4回、巡回健診は年2回行っており、継続したかわりが必要となることから、就学後の子どもたちも必要に応じて来所していただく中で、保護者の方の思いに寄り添い、きめ細やかな支援を行うよう努力しているところでございます。

現在は、3歳6ヶ月児健診が幼児期の最後の健診であることにより、健診が未受診である方などは、幼稚園や保育所の先生方と連携をとり、幼稚園や保育所などの集団の場での様子を観察したりすることによって、児童の状況を把握するよう努めており、必要な場合は保護者の方へ連絡をとり、療育へとつなげております。

議員ご案内の5歳児健診ですが、従来からの1歳6ヶ月児健診、3歳6ヶ月児健診に加え、発達障がい早期発見のための健診という位置づけで行われるもので、早期からの療育支援によって子どもの成長発達をよりよい方向へと促すことを目的としてい



ます。

3歳6ヶ月児健診で軽度発達障がいの問題に気づくことは限界があります。発達障がい特有の問題点が出していないケースもあることなどから、5歳児健診の必要性が言われていますが、専門医の確保や多くの関係機関との連携が必要となります。したがって、当面は現行の体制の中で健診未受診者への対応の充実、幼稚園や保育所との連携の強化、療育機関との連携などを強化し、いままで以上に就学に向けた支援がきちんと行えるよう努力してまいりたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（村上和人君） 市参事兼福祉事務所長、野村信隆君。

○市参事兼福祉事務所長（野村信隆君） それでは、認知症対策についてお答えいたします。

急速な高齢化社会の進展に伴いまして、認知症、高齢者の介護を含めた対策は大きな社会問題となっております。本市におきましても、高齢化が進む中、認知症対象者の増加や住民の関心も高まっており、認知症に関する相談や問い合わせも増加傾向にあります。

認知症はすでに身近な病気となってきており、認知症高齢者への対応は介護保険などのサービスの利用だけでは解決できない問題ともなってきております。

このような中、本市ではひとり暮らしの方への支援として、本年10月に開所しましたプラチナ笑話館におきまして、老人クラブが中心となり市内のひとり暮らし高齢者への電話による声かけを行う見守りホットコールを行っております。この取り組みは、ひとり暮らし高齢者に対し高齢者の立場で声かけをすることにより、一人であることへの不安や悩みを解消しようとするもので、家の中にひきこもることなく外に出ることにより、多くの方と触れ合うきっかけづくりとなっており、認知症予防にもつながることと考えております。

さらに、認知症の方やその家族の方の負担を軽減できるように、情報交換や苦労や悩みを話し合える場をつくり、参加への呼びかけを積極的に行うとともに、認知症の方やその家族の応援者として、自分のできる範囲で活動していただく認知症サポーターの養成を行う認知症サポーター養成講座の開催等も計画をしているところであります。

また、認知症高齢者が行方不明になったときに、

警察だけではなく地域の生活関係団体等が捜索に協力して、速やかに行方不明者を発見、保護する既存の仕組みをより効果的に活用できるようにするため、認知症SOSネットワークとして再編できるよう、今年度中の整備に向け警察署等の関係機関と協議を行っているところであります。

認知症予防・早期発見の取り組みといたしましては、認知症を正しく知ることにより、認知症に対する不安を解消し、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられる安心・安全な地域づくりを行うこととともに、自分一人や家族だけで悩まず、専門家による診断と早目の対応により自分や周りの人の負担を軽減するためのきっかけとなるよう、認知症サポートマップを本年度2月の発行に向け作業を行っているところであります。

この認知症サポートマップは、認知症早期発見の目安、認知症とはどのような病気であるかといった情報や、認知症関連の医療機関、関係事業所、相談窓口などの地域資源をマップとしたもので掲載いたします。

配布対象者は認知症に関心のある方や家族の方などとして、認知症関連事業所、ケアマネジャーによる配布や各イベントや健康教室、講習会での配布を予定しております。

また、近年、元気な時期に認知症予防プログラムを実施することにより、予防効果が期待できることが実証されていることもあり、モデル的な取り組みといたしまして、今後福祉事務所プラチナ支所におきまして、予防教室としての生き生き健脳教室の開催を予定しております。

内容といたしましては、体操やウォーキングといった運動プログラムと料理、絵本の読み聞かせといった知的プログラムを盛り込み、教室の前後に対象者にアセスメントして、認知機能を検査するというものであります。

今後さらに関係課や関係機関などと連携しながら、認知症予防の取り組みを強化するとともに、多くの方が認知症に対する意識の向上や不安の解消ができるよう、積極的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 保険年金課長、佐藤 清君。

○保険年金課長（佐藤 清君） 認知症対策の内、高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画に関する部分についてお答えします。

12月7日

本年、介護保険法が改正され、平成24年4月から認知症に関する調査研究の推進等についての義務づけが定められました。まず、その改正の内容についてご説明申し上げます。

国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用を努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう、努めなければならないと規定されました。

現在、豊後高田市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画策定の作業をいたしております。先般、11月30日には、第3回目の策定協議会を開催いたしましたところございまして、議員を始め有識者、被保険者代表の方々にお集まりいただき、貴重なご意見を拝聴したところでございます。

認知症である方の支援に係る人材確保や認知症の方及びその家族の方を支援する仕組み、早期発見から早期診断を促すための啓発、そして認知症予防の教室開催など、現在取り組んでおります事業とともに、今後の認知症対策についての検討を推進するよう、次期事業計画に反映し、盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**議長（村上和人君）** 9番、明石光子君。

**○9番（明石光子君）** それでは、再質問を行います。

まず、5歳児健診については、専門医の確保や多くの医療機関との連携が必要なために、現行制度で実施をするというご答弁は、3年前と同じなんですけども、すでに実施をしている津久見市、あるいは竹田市については、自治体規模としては当豊後高田市と同じくらいだと思うんですけども、あえて違いは問いませんが、1点だけ、この3年間で現行制度の中で経過観察が必要だとか、精密健診が必要と判定された子どもは何人ぐらいと把握をされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

それから、認知症対策については、これからますます重要かつ深刻な問題であると思えます。予防マップ等を2月に配布をされるということで、ひとつこれは認知症の周知が徹底をしていくのかなというふうにありがたく思っております。

実は、先般の介護保険推進全国サミット会場に、

認知症の早期発見につながるタッチパネルが設置をされておりました。私も実際に体験をしてみました。が、幸い正常値と診断され、安心をいたしました。

このタッチパネルは、自身の初歩的な認知度について、ある程度の判断ができると非常に感心をしたわけなんですけども、本市では先程も課長のご答弁にありましており、高齢者施策についてはさまざまな角度からの支援策が実施をされておりますが、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、だれ人にとっても他人事でない、認知症の早期発見につなげるタッチパネルの導入に対する見解をお尋ねをいたします。

**○議長（村上和人君）** 子育て・健康推進課長、甲斐智光君。

**○子育て・健康推進課長（甲斐智光君）** 5歳児健診の再質問にお答えします。

軽度発達障がいと疑われる児童は、20年度は3名、それから21年度が2名、それから22年度が3名でございます。

ちなみに、22年度の乳幼児の健診結果でございますが、いま豊後高田市は4ヶ月児と8ヶ月児と1歳6ヶ月児と3歳児健診をやっておりますけども、特に1歳6ヶ月とその3歳が重要でございます。その中では、そして、軽度発達障がいにつきましては、行動面とかことばの遅れとか、そういうのを見る上で1歳6ヶ月と3歳児が重要であります。

1歳6ヶ月児健診では、行動面やことばの遅れ等で要観察、観察が必要である人が10人でございます。それから、3歳6ヶ月児健診においては、164人が対象者でございますが、その内の120人が健診を受けてます。その中で、ことばの遅れや発音の異常が1名でございます。それから、理解力や社会性の未熟の方が4名でございます。それは要観察でございますけども、その中で要精密が2人でございます。

健診を受けられなかった方、それからまた園から相談があった方、それから保護者から相談があった方などから私どもも相談を受けて、それから巡回指導等も行っておりますので、その中で先程議員さんが言われましたように、漏れないように、いまの現行体制の中で努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（村上和人君）** 保険年金課長、佐藤 清君。

**○保険年金課長（佐藤 清君）** 高齢化が進んでいる本市におきましても、介護予防の観点から認知予

防の取り組みは生活習慣予防と同様、大変重要であると考えております。

今後、関係課や関係機関と連携を図り、認知症予防の取り組みを総合的に推進できるよう検討してまいりたいと考えております。その中で、議員ご提案のタッチパネル式認知症早期発見システムにつきまして、すでに取り組みられています市町村や先行研究などを参考にさせていただき、地域での認知症予防の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 9番、明石光子君。

○9番（明石光子君） 5歳児健診の重要性については、執行部はもとよりご承知のことと推察をいたしております。課題である小児科医の常駐、あるいは保健師不足の解消に向けて、今後の特段の努力をお願いし、発達障がいの子どもの早期発見につなげていただきたいと思っておりますので、要望して質問を終わります。

○議長（村上和人君） しばらく休憩いたします。

午後の会議は午後1時に再開をいたします。

正午 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村上和人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、土谷 力君。

○10番（土谷 力君） 10番議席の土谷でございます。まず、6月議会で障がい者及び高齢者のための福祉避難所を質問し、お願いしましたら、この度福祉避難所をつくっていただきまして、大変ありがとうございます。まずお礼から入ります。

最初に、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）についてお尋ねをしたいと思います。

これは、いま市民の方が大変私に対して質問または投げかけておりますし、そして市民がこのまま続いているのか、農業をやめなきゃいけないというような相談もきてるような、大変切羽詰まった話なので、確かに国の段階と思っておりますけれども、大分県も県下の市町村もこれをやっておりますので、これについてやらせていただきます。

TPPは、ご承知のように関税の撤廃の問題です。そして、これは例外措置を認めない、そういうふうになってくれば、恐らく農業については大変厳しい状況になるんじゃないかと思うっております。

例えば、アメリカが日本の農業から見たら100

倍です。オーストラリアは1,000倍なんです。それが完全撤廃されればどうなるのか、大変高田市内の農業者、畜産を始め心配してるのも道理だと思います。

そしてまた、TPPというのは関税撤廃のみならず、輸入商品や医療費の安全等々または知的財産である弁護士、医師、会計士、看護師、介護福祉士等の労働市場についても危惧されております。そういう団体からも、この問題は大丈夫なのかというふうな質問なりが投げかけられて、私にもだいぶ、市内の方から電話をいただいております。

そこで、私は今回TPPってのは何だろうかなどということで、TPPっていうのは、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイによる四つの国じゃないんです、これ。地域と国で四つの、だからP4っていうんですけどね、ASEANというのは国の集まりじゃなくって、地域と国の集まりで、これは経済の協議しましょうっていう集まりなんです。これは全部ご承知だと思いますけども。

その中で、ASEANの中から四つの国または地域が集まってTPPを最初に始めました。そのあと、2010年に4ヶ国、米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えて8ヶ国で交渉を開始したんですけども、そのあとにマレーシアが加わって、9ヶ国でいま会議を行っております。

そして、その9ヶ国の中に日本、カナダ、メキシコが今回加わって、12ヶ国でやっというところ。そして、将来はASEANを中心にアジア全体の包括的経済連携を見据えた地域づくりをやっというところというのが、TPPの方向性なんです。

そして、じゃあ何でTPPに日本が入っていったか。このTPPが今後中心的に経済包括の連携を求める中心になっていくんじゃないかということで、TPPに参加していこうと。日本はいま、それまでには、ASEANプラス6ヶ国、韓国、中国、日本、オーストラリア、6ヶ国を集めた国の中でやっというところと言っております。中国はASEANプラス韓国、中国、日本、中国とちょっと日本の連携の国は違うんですけどね、その中からTPPの方向にアメリカが入るからってんで入っていったんだと思います。

そういう中で、確かにTPPには先程言ったように、簡単に言えば関税を撤廃すればいい面もあるけれども、大変農業とか厳しい状況になる。だから、これを入れるべきかっていうことについては、やはり

12月7日

かなり決断をどういうふうにしていかってということについては、国もまたは大分県も苦慮しております。

高田市民にとってこれが何ら問題がない、関係ないって問題ならば、ここで質疑をする必要はないんだと思いますけれども、農業者が多いし、そういうふう考えたときに、やっぱり市長のこのTPPに対する基本的な考え方、今後の動向についてお尋ねをしておきたいということで、質疑をさせてもらっております。

大変これはまだ先行きが不透明なんで、回答には難しいと思いますけれども、いまの状況の中でお答えいただければと思っております。

次に、おべん柿の郷についてお尋ねします。

大分合同新聞で10月25日に、おべんの郷を取り上げております。市の木にもなっております。そして、私個人的に考えたら、おふくろの代まで黒土の小河内でした。小ちゃいときに、よくおべん柿を取りに行っておりました。おべんの、あおしたおべんの味っていうのは、小さいときの私は本当に懐かしい味です。それがおべん柿の郷として取り上げられておるってということについて、何とかこれを市内はもとより県下に知っていただいて、広報をしていただいて、おべんの郷っていうのを皆さんに知っていただいて、おべん柿が需要が伸びて、おべん柿で生活ができる人が一人でも増えたらいいなということで質問させてもらっております。

おべん柿の由来については、いろんな由来はあるようですけども、どういう由来になっているのか。おべん柿っていうのはどういう種類なのか。おべん柿の郷を設立して活動していますが、どのような活動をしているのか。おべん柿の宣伝または広報はどういうふうにしてやってるのか。おべん柿の加工または販売を考える必要があるが、どのようにやっているのか。おべん柿の郷の事業拡大発展させるのが必要があると思うんだけど、今後どのようにやっていくのか。

私自身も、先日おべん柿の熟柿をいただいてきて、クッキーの中に入れておべんクッキーというのを作ってみました。おいしいかどうかわからないけども、市長のほうにお持ちしました。そして、干し柿を入れたらどうかってんで、クッキーの中におべん柿を入れて、新しい試みをうちでやっております。販売の一つの手助けになっていただければということで、熟柿をペースト状にして、冷凍して、それを練り込

んで作りました。少し柔らかいんですけども、固くすれば何とかおべんクッキーで出せるんじゃないかなと思うっております。

我々もやっぱりおべん柿を少しでも知っていただきたいし、今後とも販売の一助になればと思っております。ようかんとか、耶馬溪のわらで巻いたあれとか、いろいろ柿を使った産物はあると思います。その中に、やっぱりおべん柿を使って何か作っていただければと思っております。質問をしました。だから、何とかおべん柿の郷を今後とも市全体で、市庁全体で隆盛になるようにお願いします。

先程言った質問は、その中に入っておりますので、よろしくお願いします。

3番目は、認定NPO法人の新寄附制度についてです。

これは、新しい公共の財源になればということで、6月30日に認定NPO法人制度の中で寄附した場合には、50パーセント租税措置法で返ってくる。国税が40パーセントで、地方税が10パーセント、市が6パーセントで県が4パーセントなんです。市と県は条例を策定しないとだめなんで、いま日本で36の県が条例策定をしております。残念ながら、大分県はまだ出されておられません。なされていないということは、寄附しても10パーセントは返ってこない。

そこでお尋ねしますが、この制度をどのように考えているか。だから、新しい公共としての財源として寄附をしていただく。その寄附の中の5割は、租税措置法で戻す。だから寄附してもらおう。そのNPO法人で公共の部分をやっていただく、これが新しい公共なんですけども、その制度をどのように考えているか。また、市内にNPO法人はどのくらいあるのか。

大分県には四百いくつあるように聞いております。全国では、4万3,000あります。そして、認定されてるのは、残念ながらあとで話しますけれども、238なんです。だから、普通認定されてないと租税特別措置法による優遇措置は受けられないんです。

そしてまた、あとの10パーセントの中、地方の市から県からのバックは、条例をつくらないとだめなんです。この前打ち合わせのときに聞いたら、まだ高田市は条例をつくってないということなんですけども、ぜひつくる方向で考えていただきたいんですけども、やっぱり市はいま県税と市税と一緒に徴収してるんで、県が条例制定をして、市も一緒に

つくるというような方向でやってもらいたいと思ってるんですが、この点どのように考えてるか。

1回目の質問はこれで終わります。

**○議長（村上和人君）** 市長、永松博文君。

**○市長（永松博文君）** それでは、私からはTPP、環太平洋パートナーシップ協定についてのご質問にお答えいたします。

TPP協定は、議員ご案内のとおり、加盟国間で取り引きされる工業製品や農産品、そういうすべての品目から原則として関税を撤廃し、自由化する協定ということであり、このTPP協定への参加の是非につきましては、ご存じのように国内における製造業と農業を始め、あらゆる産業に大きな影響や変革を及ぼすことが予想されるものでありますから、国会においても賛否両論の議論がなされるなど、世論が大きく二つに分かれる中で、先般政府はこのTPP協定への交渉参加に向けて関係国との協議に入る方針を決定いたしました。

このTPP協定というものは、地域経済に大きな影響を与えることも予想されますことから、これまでも私ども全国市長会の中で議論され、そしてこの全国市長会から国内の農業等に及ぼす影響への配慮や、十分な国民的議論を経た上で、慎重な対応などについて国のほうに要請をしたところでございます。

今後につきましても、引き続き国政の場において十分な議論を尽くす中で、地方の実情も充分考慮していただきながら、総合的かつ慎重な対応をしていただく、そういう気持ちでございます。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

**○議長（村上和人君）** 市参事兼農林振興課長、井上晃一君。

**○市参事兼農林振興課長（井上晃一君）** それでは、おべん柿の取り組みについてお答えをいたします。

まず、おべん柿の由来につきましては、いろいろと説があるようでございますけれども、地元の言い伝えによりますと、その昔黒土におべにさんという老婆が住んでおって、ある日一人の僧がこの地を訪れ、水を求めたところ、おべにさんが優しくもてなしたということでございます。その僧から、お礼に三粒の柿の種を手渡されて、おべにさんがその種をまいたところ、見事な柿に成長し、たくさんの実をつけたということでございます。そのときの僧が、後の六郷満山寺院を開所した仁聞菩薩であったと言われております。

また、このおべにさんの柿がなまって、おべんさんの柿、おべん柿になったと伝えられております。これが、現在の中黒土地区にありますおべん柿の原木として残されております。おべん柿は渋柿でありますけれども、あおし柿にいたしますと大変おいしいということで、たちまち地域一帯に広がったということでございます。

また、平成17年の市町合併に際しまして、新市の木の選定が行われましたけれども、柿の木は家庭の庭先や畑等に多く植えられているということから、また昭和の原風景にもよく似合っていると。また、おべん柿の原木もありまして、昔からなじみ深いということから、市の木に柿が選定されておるところでございます。

次に、おべん柿の郷の活動についてお答えをいたします。

中黒土地区を中心に、市内各地にあるおべん柿でございますけれども、以前は小倉や山口などにも出荷をし、貴重な収入源になっていたと聞いております。しかし、近年は青果物としての需要が減退したことや、農家の高齢化、また樹高が高くなるなど、作業に支障を来して販売につながらない状態となっております。

こうした中で、地域資源でもありますおべん柿を活用して、地域の活性化と所得の確保に取り組んではと、地元と話し合いを行いまして、平成20年3月に地元有志15名でおべん柿の郷を設立いたしました。

設立後は、おべん柿の新植や共同防除を実施するなど、生産管理を行うとともに、共同で収穫や出荷を行っておりまして、市内の直売所を中心にあおし柿の販売を行っているところでございます。

次に、おべん柿の宣伝、広報についてでございますけれども、取り組みの一つとして、平成20年から県の農業祭であおし柿の販売を実施しながら、おべん柿の宣伝を行っているところでございます。今年で4回目になりますけれども、とてもおいしいと評判がよく、販売をした地元の人たちの自信にもつながっております。

また、昨年は市外、県外を中心に150名ほどの方にあおし柿体験セットのモニター調査を行い、おべん柿の評価をいただいたところでございます。この体験セットの取り組みについては、NHKの取材を受けまして、九州一円に生放送で紹介をされました。モニター調査の意見としては、「懐かしい味であ

12月7日

る」と、「大変おいしくいただいた」と、「ぜひ続けてほしい」という声をいただく一方で、「柿が小さい」と、「渋抜きが面倒である」などの意見もいただいたところでございます。

本年は、モニター調査の意見を参考に、あおし柿、それから渋柿の地方発送をいたしました。また、10月25日付の大分合同新聞朝刊で、先程議員が言われましたように、おべん柿の郷の活動を含めまして、おべん柿の紹介をいただいたところでございます。

次に、おべん柿の加工販売に関する質問でございますけれども、これまであおし柿の販売を中心に行ってまいりました。しかしながら、貯蔵施設がないなどのことから、収穫販売の時期に限られたものになっておりました。このため、加工への取り組みについて地元と話し合いを重ねながら、本年保冷库と乾燥庫を整備をいたしまして、新たに柿の貯蔵と干し柿の加工、販売に取り組んでいるところでございます。

また、おべん柿を使った菓子類の試作として、市内の菓子店、それから大手菓子業者の皆さん方のご協力をいただきまして、熟柿を利用したゼリー、それから果肉入り柿ゼリーなどの加工品の試作を行っているところでございます。

このほかにも、おべん柿を使った新たなアイデア商品の開発にも、引き続き取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

最後に、今後のおべん柿の郷の事業拡大についてでございますけれども、おべん柿の郷は設立して4年目を迎えたところでございます。会員とその家族の方々協力して、生産管理や収穫、加工販売の取り組みを行っておりますけれども、その活動は少しずつではございますけれども、着実に前進をしておると感じておるところでございます。

県内や九州、全国には柿の産地がたくさんございます。干し柿を始め、さまざまな商品がつくられております。それらの産地を参考にしながら、市の財産でもございますおべん柿を最大限に活かせるよう、商品開発、それから情報発信を今後とも積極的に行いながら、支援をしてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（村上和人君） 税務課長、渡辺功司君。

○税務課長（渡辺功司君） それでは、土谷議員の質問にお答えします。

認定NPO法人等の改正に係る考え方、市内のN

PPO法人の数についてのご質問にお答えをいたします。

認定NPO法人とは、NPO法人の内、八つの要件を満たしていると国税庁長官が認めた法人のことです。認定NPO法人になるメリットとしては、認定NPO法人に寄附をした個人が、寄附金控除を受けられることや、認定NPO法人に寄附をした法人の損金算入限度額の枠が拡大されるなどの税制上の優遇措置を受けることにより、寄附が募りやすくなり、法人自体の運営資金の確保が容易になります。

本年、6月30日に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律と、地方税法等の一部を改正する法律が新寄附税制の改正として公布施行されます。それにより、個人が各年において支出した認定NPO法人に対する寄附金で、その寄附金の額が2,000円を超える場合は、寄附金控除との選択により、その超える金額の40パーセント相当額をその年分の所得税から控除できる寄附金税額控除制度の創設や、個人住民税、寄附金税額控除の適用額を5,000円から2,000円に引き下げる適用限度額の引き下げ、認定NPO法人に認定を受けるための一定要件の内の要件基準の追加や、その事務所所在地の都道府縣市町村から、住民の福祉の増進に寄与するものとして、条例により個人住民税の寄附金控除対象とさる旨の個別指定を受けなければ、認定NPO法人になる一定要件の一つが免除される認定要件の緩和が行われました。

また、平成24年4月1日より施行される特定非営利活動促進法の一部を改正する法律により、認定機関が国から県に変更、活動分野が従来の17分野から新たに3分野追加になり、20分野に追加。NPO法人からの認定、NPO法人に変更するための認定の制度、仮認定制度の導入により、認定制度の見直しが行われることになりました。

今回の法改正により、寄附金寄附者個人は税控除の拡大により、税の優遇措置が受けることができ、その地域で活動するNPO法人は、寄附金の増による支援の拡大や、NPO法人自体の地域の認知度が上がるなどの地域活動により一層の活性化につながるものと考えております。なお、市内のNPO法人の数につきましては、7団体であります。

次に、認定NPO法人に寄附した場合の地方税が控除対象になるための条例の個別指定についてのご

質問にお答えいたします。

認定NPO法人に寄附をした場合、所得税と地方税それぞれが控除の対象になるためには、税条例上の寄附金税額控除の条文に、その活動が住民の福祉の増進に寄与すると認められるNPO法人として、条例に法人住民税の寄附金控除の対象になる旨を示すNPO法人の名称、主たる事務所の所在地を明らかにする個別指定を行う必要があります。

条例上に個別指定を行いますと、寄附者に対して住民税が控除の対象になる一方で、認定NPO法人になるための一定の要件が満たされてしまい、指定の判断基準がしっかりしていないと、認定NPO法人への認定が安易に行われる場合があります。現時点で先進県はあるものの、大分県においては指定の判断基準となる基本的な考え方、指定の仕組み、指定の要件となる公益要件や運営要件などの議論がなされておらず、大分県や本市を含む県内市町村においては、条例上の個別指定は行われていません。今後は、県や他市の動向を注視しながら、検討していきたいと考えております。

次に、市条例と県条例あわせた指定の必要性についての質問にお答えします。

従来より県民税は、市が市民税とあわせて賦課徴収事務を行っております。市条例の個別指定と県条例での個別指定が同時期に行われないと、市民税は控除対象になるが、県民税は控除対象にならない。反対に市民税は控除対象にならないが、県民税は控除対象になるといったケースが発生し、市県民税の賦課業務に支障をきたす恐れがあります。条例により個人住民税の寄附金控除に対象になる旨を示す条例個別指定につきましては、市と県が連絡を密にとりながら、今後市条例と県条例を同時期に行うべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 10番、土谷 力君。

○10番（土谷 力君） TPPに関しまして、やはり基本的には資源が少ない日本でありますので、食糧におきましても世界最大の輸入国は日本であります。そういう面を考えて、TPP関税撤廃していくという方向については、私は誤りはないんだと思っております。しかし、何せ食糧自給率等を考えたときに、これはこのままでいいのかなと思っております。

やはり農業者がつぶれてしまうようなTPPに参加交渉しているのは、交渉まではいいんですけどね、

批准になればやっぱりそこを基準にして考えていく必要があるんじゃないかなと、私は個人的にそう思っております。

確かに、日本は資源がない国ですので、明治と同じように一つの開国と考えて、国を開くってことは必要だと思っております。しかし、開き方によっては、経済が大変な状態になるだろうと。基本はやはり市民の生活がどこにあるか、その生活がだめになっていくような中でのTPPの批准っていうのは、私自身は反対していきたくないと、そういうふうに思っております。

これは、私の意見として述べさせていただきます。

おべん柿なんですけれども、確かにいまおっしゃられたように、新しい方向で取り組みをやられていることについては、大変敬意を表したいと思っております。しかし、十何人いらっしゃる中で、おべん柿の郷、将来は組合方式になるのかどうかわかりませんが、やはり年間通して商品があり、出荷できて、そのおべん柿の里で生活ができるぐらいのやはり産地づくりをしていただきたい。その点をもし考えがあれば、お尋ねしたいと思います。

それから、新しい公共についてなんですけれども、少し説明をいただきましたけれども、基本的には認定が甘くなるんですよ、これは。認定を緩めましょうというのが3号でしょう。例えば、3,000円の寄附者が100人1年間でおれば、認定にしましょうっていうのが、この今度の改正でしょう。違いますかね、そうなんですけれども、認定になるのに3,000円以上の寄附者が100人いれば、いままで大変厳しかった国税庁がやってた認定が県において、認定NPO法人が増えてくるわけですよ。

問題になってくるのは、やっぱり法人格をとりました。トンネルでした。キャッチボールでした。マネーロンダリングで金を洗うための法人でしたっていう問題が出てくるっていう懸念があります。

そしてまた、4号になりますと、3年間はみなし認定っていう考え方ですよ。みなし認定にしましょうというのが、4万3,000の法人の中で、238しかいままでは認定がとれてないんですよ。それは国税庁が大変厳しい基準を設けて、なかなか認定をくれなかった。しかし、今度は6月30日の法改正、租税措置法の改正の中で24年の4月1日からは、認定をするのが県にします。

それから、認定要件の3号認定は、3,000円を100人1年間で寄附したら、これは認定NPO

12月7日

法人にしましょうと。それに加えて4号基準では、みなしを認めましょうと、そうなったときに、法人格を付与して、権利はつくけども義務がついてくる、マネーローダリングとかトンネルが起こらないのかどうか、この辺の見解についてお尋ねします。

○議長（村上和人君） 税務課長、渡辺功司君。

○税務課長（渡辺功司君） 土谷議員の再質問にお答えをいたします。

制度の悪用される可能性があるのではないかとの質問にお答えをいたします。

今回の法改正により、NPO法人から認定NPO法人への認定が緩和されることから、認定NPO法人の数が増えることは予想されます。それにより、議員の言われるように、制度の悪用につながらないように、条例上に個別指定を行う場合には、指定の判断基準となる基本的な考え方、指定の仕組み、指定の要件などのルールづくりを厳正に行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 市参事兼農林振興課長、井上晃一君。

○市参事兼農林振興課長（井上晃一君） それでは、土谷議員の再質問にお答えをいたします。

おべん柿の郷の活動支援についてでございますけれども、先程ご答弁申しましたように、地元有志の方15名で組織をした部分でございますけれども、これは地元のおべん柿を何とか守っていきながら、世に出していきたいというような強い意思のもとで結成されたということでございますし、何よりも生産安定、それから生産拡大に向けてのこれから技術指導、それから加工販売による地域特産品としての6次産業化につながるよう、引き続き支援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（村上和人君） 10番、土谷 力君。

○10番（土谷 力君） NPO法人につきましてちょっと要望なんですけどね、やっぱり一番問題になったのは、本店が福岡にあって、支店が大分市にあった場合に、県が調査するのに福岡まで行くのかわつていう問題が出てくるんですよ、認定するときね。そしてまた、市町村がそういう条文をつくって、より狭いものをつくるっていいんですけども、国法の租税措置法っていう法律の中で、その絡みはどうなってくるのか。片一方は広げてるわけですから、それを条例で仕分けることができるのかわつていうことが、

まさに問題になってるんですよ。

だから、そこでどこでフィルターをかけるのかつていうことについては、これはいま大変問題になっている問題なんで、問題提起だけでもさせていただいて、質問を終わります。

○議長（村上和人君） 一般質問を続けます。

1番、土谷信也君。

○1番（土谷信也君） 1番、土谷信也でございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず最初は、ふるさと応援寄附金についてであります。

1点目は、ふるさと納税と呼ばれている寄附金は、自分が生まれ育ったふるさとや、応援したい自治体に寄附をすると、居住地の個人住民税などが軽減されるようですが、その制度と概要を市民の皆さんにもわかりやすいように詳しく紹介をしてください。

2点目に、その制度の本市の取り組み方と、PRの方法はどのようにしていますか、お聞かせください。

また、目標額などを決めているのか、あわせてお尋ねをします。

3点目は、寄附をいただいた方々へのお礼は、本市ではどのようにしていますか、お尋ねします。

次に、子育て支援についてであります。

市の人口3万人構想の一環としまして、9月議会でも子育て支援について質問をさせていただきましたが、本市では子育て支援サービスの充実を図るため、各種事業を実施されていますが、1点目はその事業をNPO法人アンジュ・ママンに委託をしているとお聞きをしております。その事業内容についてお聞かせください。

また、アンジュ・ママンがNPO法人として自律的、継続的に活動していくためには、多くの人に応援団となってもらわなければならないと必要と思っておりますが、広報はどのようにしているのか、お尋ねをします。

2点目は、NPO法人アンジュ・ママンには賛助会がありますが、現在どのくらいの方が入会しており、また支援いただいた賛助会費はどのように活用されているのでしょうか。

また、入会の推進のためにどのようなことをしているのか、お尋ねをします。

最後に、家庭ごみの収集についてであります。

この件は要望になりますが、よろしくお願いま



す。

現在、各家庭に配布されているごみ収集日程表のことですが、一昨年前の平成22年度に配布されたカレンダーに、印をされたものが今年は配布されなかった。「大変便利がよかったのに、どうしてか」という意見をたくさん聞きました。調べてみると、広告業者が制作し、配布したようでした。多くの市民が要望しているこのごみ分別収集カレンダーを市が作成して配布していただけないでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（村上和人君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私から子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

本市では、少子化対策を市政の最重要課題の一つとして位置づけまして、健康交流センター花いろを子育ての支援の拠点として、集いの広場花っこルームや、地域子育てサポート事業、子育て総合コーディネーター事業などの子育て支援策の充実を図ってまいりました。

私は、豊後高田市で安心して子育てしやすいまちづくりを進めるために、子育て中の市の職員5名をメンバーとしたプロジェクトチームを立ち上げさせました。そして、どうしたら自分たちが仕事をしながら子育てしやすくなるかということを考えてもらいました。そのプロジェクトチームで検討を重ねた結果を、政策にもってきたわけであります。

親子で自由に集うことができ、常駐のスタッフに気軽に子育てに関する相談ができる花っこルームの開設もそうであります。急な残業などで保育園の送迎に行けないというときに、地域住民が協力して託児ができるシステムをよろしく会員、またお任せ会員制度の創設等、そういういろんなものをスタートさせました。

特に、花っこルームにつきましては、当時の中心となった職員が畳がいいという、そういうふうなこだわりを見せまして、子育てをしているからこそその発想だと私は思いました。両者の立場に立って考える最も大切な観点だったと思います。

そのおかげで、現在は毎月1,000人を超える皆さんに利用をいただき、大変喜ばれております。私は常日ごろから、こうした子育てに関する取り組みや市民の皆さんは特に子育てをしている方が、自分たちで運営していただくことが重要である。そうしたことによって、市民総参加の中で取り組むと、それが次世代を担う子どもを健やかに生まれ、かつ

育成される社会形成を継続的に実現できるものだと、そういうふうに考えております。

また、本市ではこれまで市民活動のNPO法人というものは、なかなかありませんでした、その活動の幅を広げることができないのも現状でありました。そういう中で、集いの広場花っこルームを利用していたお母さん方が、花っこルームに恩返しをしたいというか、そういうことの思いから、かねて私の念願でありましたNPO法人、アンジュ・ママンを設立をしていただいた。すばらしい施設長のもとに、現在20名の子育て中のボランティアで、子育て支援の一端を担っていただけたということは、非常にうれしくありがたく思っている次第であります。

しかし、先程も土谷議員も、NPO法人についての話が出ましたけれども、NPO法人は民間の自立した組織でありまして、その活動だけではなくて、その財政的に継続が自力で確保しなければならないという大きな課題を抱えていることも事実であります。

そういった意味では、NPO法人アンジュ・ママンが現在の市の事業の受託のみの活動では、なかなか難しい部分があります。そういう面で、自立性を保ちながら、独自の活動を広げていって、きめ細かな子育て支援の充実につながっていけば、非常にうれしいと、そういうふうに思っているところでございます。そのためには、NPO法人としては、独自の収益事業も行っていかなければなりません。それだけがあって、地域を含めた多くの方々が加勢するという、先程議員もおっしゃいました賛助会員制度であります。そういうふうに賛助会員として市民の皆さんが応援していただくことが、非常に重要であると思います。いままだその賛助会員の大半が市の職員であります。私としましては、何としましてその他の人に何とか増やしてあげたいと、そう思っているところでございます。

そういう面では、NPO法人アンジュ・ママンのような、こういった市民活動が今後さらに活発にし、広がっていくためには、市の活性化がそれはつながっていくと、そういうふうに思っておりますので、市民の皆さんにぜひ賛助会員になっていただいて、応援していただくと、そういうことがこの活力を与えることだと思っております。そういう面では、皆さん方のご協力もひとつお願いする次第であります。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願ひします。

12月7日

○議長（村上和人君） 市参事兼企画政策課長、宮崎敦夫君。

○市参事兼企画政策課長（宮崎敦夫君） ふるさと寄附金制度についてお答えをいたします。

ふるさと寄附金制度は、平成20年度の税制改正により発足いたしました寄附金制度でございますが、この制度はふるさとに貢献したい、好きなまちだから応援したいといった気持ちを形にするため、自分の生まれ育ったふるさとや、あるいは応援したい自治体に寄附を行うことで、その年の所得税と翌年の個人住民税の軽減が受けられる制度でございます。

軽減される額につきましては、寄附をされる方の所得等により上限がございますが、基本的には所得税と個人住民税を合わせて、寄附金額から2,000円を差し引いた額となります。昨年度の控除額は5,000円でしたが、今年度から2,000円に引き下げられ、より少額の寄附でも税の軽減が受けられるようになっております。

実際の控除額につきましては、寄附をされる方に扶養者がおられるか否か等の条件によっても変わることがございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、本市における取り組みとPR方法につきましてお答えいたします。

本市においては、この制度に基づき、「がんばれ！豊後高田ふるさと応援寄附金」という制度を設けております。基本的な内容は国のものと同じでございますが、市に対しまして5万円以上の寄附をいただいた方に対しましては5,000円相当の、10万円以上のご寄附をいただいた方に対しましては、1万円相当の田染荘の莊園米、そば焼酎、そばなどを中心にふるさと豊後高田の味を楽しめる「ふるさと味わい便」を送らせていただいております。

また、ご寄附をいただく際、自分の寄附金を豊後高田市のどのような事業に使うかという用途指定をすることができます。選べる用途は4種類でございますが、1、まちづくりや産業振興など、地域の元気づくりを行うふるさと活力推進事業、2、教育の振興や子育て支援など、地域を担う人づくりを行うふるさとふれあい推進事業、3、高齢者の福祉や地域防災など、地域の暮らし、安心づくりを行うふるさと安らぎ推進事業、そして4、その他市長が必要と認める事業というふうになっております。

PR方法につきましては、市のホームページにおきまして制度の説明と手続きの流れ等をお知らせしておりますほか、大分県人会や在京の高田高校同窓

会等の機会をとらえまして、寄附をお願いいたしているところでございます。

また、ご寄附をいただいた方に対しましては、当市の様子をお伝えするために、ケーブルテレビのイベント等の放送をまとめた内容のDVDと、市報を毎月送らせていただいているところでございます。

寄附の目標額につきましては、特段定めておりませんが、市といたしましては、一人でも多くの方にご寄附をいただけるよう、先程申し上げましたPR方法ですとか、あるいはまた新しい方法等も検討しながら、制度の周知、PRに努めてまいりたいと思っております。

ご寄附をいただいた方に対しましては、市の感謝の気持ちをきちんとお伝えするとともに、再び市に対してご寄附をいただけますよう細心の注意を払ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 子育て・健康推進課長、甲斐智光君。

○子育て・健康推進課長（甲斐智光君） まず、NPO法人アンジュ・ママンの事業内容と活動の広報のご質問についてお答えいたします。

NPO法人アンジュ・ママンの活動内容につきましては、市との協働という形で子育て支援拠点施設花っこルーム、子育てサポート事業、病後児保育事業の運営をお願いしており、子育て支援サービスを受ける側の目線とサービスを提供する側の両方の目線で、きめ細やかな事業運営をしていただいております。

また、10月に勤労青少年ホーム1階にオープンした中央公園や商店街を利用されるお子さま連れの方が、おむつ替えや授乳等に利用できる子育て応援施設「おひさま広場」の運営にもご協力いただいているところでございます。

さらに、地域社会との交流の機会が少なくなり、子育ての不安の悩みをだれにも相談できず、また花っこルーム等にも出てこれない孤立している家庭への支援策は、本市にとって喫緊の課題でありました。その課題に対しましては、NPO法人アンジュ・ママンのご協力により、孤立したお母さんの家庭等に出向いて、必要な支援を行う家庭訪問型子育て支援事業を実施することができるようになりました。

現在、12月の事業開始に向け、ボランティアの育成やスタッフの専門性向上のための研修を実施し

ていただいているところであります。

また、活動の広報につきましては、地域を含めた多くの方々が、賛助会員として応援団となることが非常に重要でありますので、活動内容を広く多くの方に知っていただくため、パンフレットを作成したり、ホームページを開設するなどし、広報に努めているところであります。

次に、賛助会員としての支援の状況と賛助会費の活用方法、その推進についてご質問にお答えします。

まず、賛助会員として支援いただいている状況についてですが、市の職員を中心として、平成22年度は282名の方がご賛同いただき、34万3,000円の賛助会費ご支援をいただきました。また、23年度は284名の方にご賛同いただき、38万4,000円の賛助会費のご支援をいただくことができたとお聞きしております。本当にありがたく思っているところであります。

しかしながら、先程市長がお答弁申し上げたように、まだまだ少ないのが現状であります。

また、ご支援をいただいた賛助会費の活用内容については、NPO法人アンジュ・ママンを広く多くの方に知ってもらうことが重要であることから、周知広報活動に使用させていただいているとのことです。賛助会員への推進につきましては、理事長や施設長が各種団体の会議等に直接出向き、趣旨や目的を皆さんに説明し、ご理解をいただく中で、応援団としてご支援をいただいているところであり、また、花っこルームを利用されているお母さん方にも、趣旨や目的をご理解いただく中で、サービスを受ける側だけではなく、賛助会員として応援団となっただいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 環境課長、都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） 家庭ごみの収集についてのご質問にお答えします。

毎年度各家庭に配布していますごみ収集日程表は、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみの収集日の一覧表と、ごみの正しい分け方と出し方、ごみ出しの注意事項など、ごみの収集日とごみ出しルールをわかりやすくまとめたものです。

また、ごみ分別収集カレンダーは、平成22年度に各家庭に配布いたしました。このカレンダーは市が作成したものではなく、広告代理店がカレンダー作成のスポンサーとなる広告主を市内から募集し作成したもので、平成22年度に限り本市に無償提供

されたものを、各家庭に配布したものです。

本年4月以降、市民の方々から収集カレンダーの配布はないのかなどの問い合わせをかなりお受けしていただきましたので、内部でカレンダー方式の検討をしてきたところでございます。

議員ご指摘のとおり、市民の方々の要望等を考慮して、市といたしましては、平成24年度分からごみ収集日程表の一部を変更し、カレンダー方式にして配布しようと考えているところでございます。

○議長（村上和人君） 1番、土谷信也君。

○1番（土谷信也君） では、再質問させていただきます。

まず、ごみ収集カレンダーについては、取り組んでいただけるとのこと、ありがとうございます。担当課長のアイデアもまた入れまして、より見やすいカレンダーを作成していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

ふるさと応援寄附金についての再質問であります。

ふるさと応援寄附金の制度については、詳しく説明をしていただき、ありがとうございます。それでは、本市に寄せられた寄附金は、昨年度までで何件で、金額はいくらでしたか。また、その寄附金をどのように使われているのか、お聞かせください。

続いて、アンジュ・ママンに対しての再質問でございますが、本市における子育て支援の状況やNPO法人アンジュ・ママンの設立の経緯、またその役割について市長より詳しくご答弁をいただき、また具体的な事業内容につきましても、担当課長よりご説明をしていただきました。

NPO法人アンジュ・ママンが、子育て支援に欠くことのできない役割を持っていることが、非常によくわかりました。スタッフの方にお話をお伺いしたところ、市長がおっしゃるように、賛助会員を増やすことは、NPO独自の活動の幅が広がることだけでなく、きめ細やかな子育て支援につながるためのいろんなサービスができるようになるとお聞きしましたが、どのようなサービスにつながっていくのでしょうか、お聞かせください。

以上です。

○議長（村上和人君） 市参事兼企画政策課長、宮崎敦夫君。

○市参事兼企画政策課長（宮崎敦夫君） ふるさと応援寄附金に係る再質問についてお答えいたします。

昨年度までに本市に寄せられました寄附金でございますが、本制度が始まった平成20年度は3件、

12月7日

28万円、平成21年度は8件、187万円、平成22年度は18件、131万5,000円であります。

また、寄附金の用途でございますが、平成21年度には定住促進のため、定住パンフレットの作成を行っておりますし、平成22年度におきましては、観光振興といたしましてボンネットバスの魅力を伝える看板の製作や、子どもたちの成長のため、花っこルームに子どもたちに読んでもらいたい絵本をそろえたふるさと応援絵本文庫を設置し、また、高齢者の福祉等のため、銀鈴堂と遊戯館にAEDを設置しております。

今年度におきましても、にぎわい創出のためイベント用テントやワイヤレスアンプ、マイクを購入させていただいており、いずれも市のまちづくりに広く貢献できる事業に使わせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（村上和人君）** 子育て・健康推進課長、甲斐智光君。

**○子育て・健康推進課長（甲斐智光君）** 土谷議員の再質問にお答えします。

議員ご案内のように、NPO法人アンジュ・ママンは市が行う子育てサービスの充実に欠くことのできない重要な役割を担っていただいております。また、NPO法人の活動目的を達成し、自律的かつ継続的な活動をきめ細やかなニーズに対応する活動また自発的に行うためには、賛助会費を増やすことは非常に重要であると思っております。

ご質問の賛助会費が増えた場合、どのようなサービス拡充が図られるかということにつきましては、企業と連携により、働くお母さん方のための出張型託児の実施、それから、就職を希望するお母さん方のニーズにあった働き方、企業が求める人材の育成のためのパソコン教室等の各種スキルアップのための講座の実施など、いろんなニーズに対応したきめ細やかな事業実施ができるものと思っております。

以上でございます。

**○議長（村上和人君）** 1番、土谷信也君。

**○1番（土谷信也君）** ふるさと応援寄附金の再々質問をさせていただきます。

寄附金の使われ方をお聞きしましても、大変ありがたい制度だと思います。今年6月の大分合同新聞に、「県内苦戦続くふるさと納税」という記事が掲載されておりました。新聞では2010年度の実績を取

り上げておりましたが、大分県は九州8県の中では下位に低迷しているようです。

東京商工リサーチが調査した都道府県別の企業の社長輩出率で、大分県は全国4位で、県外で活躍する出身者は多いはずだが、苦戦の理由は何だろうかと書かれておりました。県内ではトップは、臼杵の773万円、続いて宇佐市の555万円で、件数では29件のトップです。3位以下は少ないようですが、お隣の宇佐市では、行政だけで周知は難しいということで、観光協会や市内の高校の同窓会などが、ふるさと納税応援市民会議を結成し、地域ぐるみで後押しをしているようです。

現在では、復興支援目的で被災地に3月から寄附が急増しているそうですが、一段落するとPRの仕方次第で、本市への寄附金を増やすことは可能ではないでしょうか。

ホームページのふるさと納税を検索しましても、余り寄附意欲が出るものではない気がしますし、お礼の品物でも特別な魅力があるでしょうか。豊後高田の出身ではない人でも、ホームページを見たり、昭和の町に訪れたり、ホーランエンヤを観光に来たりして豊後高田のファンになってもらえる方も多いのではないかと思います。

お礼の方法も、品物だけではなく、寄附の額によっては、例えば宝来船に乗船できたり、定員に無理ならお伴の船に乗船できたり、裸祭りでは宿泊付の特別席を用意したりとか、豊後高田のPRもしながら、いろいろな方法があるのではないのでしょうか。

全国各市のホームページを見ながら、今年は寄附をどの市にしようかとお考えの方も、きっといると思います。どうか力を入れて取り組んでいただけますようお願いいたします。

次に、アンジュ・ママンの最後の質問ですが、賛助会員が増えることによる子育て支援サービスの充実について、詳しく説明をしていただきました。賛助会員の増については、市長もご答弁の中で何とかして増やしてあげたいと言っていたいておりますし、いろんな子育て支援サービスの充実につながっていくことですので、ぜひ日本一の子育てしやすいまちづくりを目指して、市を挙げて地域の企業や各種団体、また地域の方々に応援を呼びかけていただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。

**○議長（村上和人君）** 市参事兼企画政策課長、宮崎敦夫君。

**○市参事兼企画政策課長（宮崎敦夫君）** ふるさと応援寄附金に係る再々質問につきましてお答えいたします。

大変素晴らしいご提案をありがとうございます。本制度のPRにつきましては、議員おっしゃるとおり、まだまだ改善の余地があるというふうに私も思っております。

豊後高田には、昭和の町やホーランエンヤ、また裸祭りなど多くの魅力がございます。これらの魅力を例えば議員ご提案のとおり、宝来船やあるいはお伴の船に乗れたり、また裸祭りで宿泊付の特別席を用意することなどで伝えられれば、豊後高田の強力なPRになることは確実と考えられます。

また、市のホームページにつきましても、ご覧になられた方が思わず寄附をしたくなるように、なお一層の充実を図っていく必要があると考えております。

冒頭の繰り返しになり恐縮でございますが、ふるさと寄附金制度につきましては、ふるさとに貢献したい、好きなまちだから応援したいといった気持ちを、その自治体への寄附という形で表せる大変素晴らしい制度だと私も思っております。

そのような制度の趣旨を今後も市民を始めとするさらに多くの方々にご理解をいただき、またご寄附をいただいくため、私どもといたしましても、議員のご提案を踏まえてさまざまに努力してまいりたいと思ひますし、また議員の皆様方におかれましても、ご寄附をいただける方をご紹介いただくなど、ますますの応援、ご協力をいただければ幸いと存じますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（村上和人君）** 一般質問を続けます。

20番、大石忠昭君。

**○20番（大石忠昭君）** 日本共産党の大石であります。私は、市民の声を取り上げて、今回は九つの問題について質問をいたします。

市長は、市民にわかりやすいことばで簡潔に答弁、聞かれた部分についてのみ答弁をしていただきたいと思います。

1番は、介護保険の問題です。介護保険制度が始まって12年経ちました。3年に1回制度の見直しが行われ、来年4月からのいま事業計画が策定作業が進んでおりまして、介護保険料も新しく改定されることとなります。

よって、私はサービスが充実をし、高齢者の負担

が軽くて済むように、3点にわたって質問をしたいと思ひます。

1点は、今回法が改正されまして、これまで介護認定で要支援1、2の方については、基本的な介護サービスが受けられて、料金も日本全国一律1割負担でサービスが受けられていましたけれども、今度の法改正で、介護予防日常生活支援総合事業、長い事業名ですけれども、一言で言えば総合事業というのが創設される。このサービスがこれに置きかえられることになりました。

よって、どういうことになるのか。これまで受けられたサービスが、今度は安上がりで、しかもサービスが低下するんじゃないか。料金についても、市町村が定めることができるので、1割負担じゃなくて、さらに利用料が上がるんじゃないかと。サービスが悪くなって、利用料が増えるんでないかと懸念されておひまして、私ども日本共産党で全国を調べて見ましたけれども、来年から実施しようというところはまだ少ないようであります。

高田についても、これは実施を見送るべきだと思うんですけれども、やるのかやらないのか、イエスカノーかだけ答えてください。必要があれば、あと質問をいたします。

次が、介護保険料についてであります。全国的には来年4月から1ヶ月1人平均で1,000円の介護保険料の値上げが想定されております。いまでも保険料が高くてお年寄りには困っていますが、月に1,000円の値上げはもう大変な問題です。よって、どうやって大幅な値上げを抑えるかです。

一つは、国の介護保険の負担金を率を上げて増やしてもらう。そして、県が貯め込んでいる、大分県だけでも42億円貯め込んでいますが、この貯め込んだ基金を全額保険料の軽減に回す。市には、その貯め込み金はありませんけれども、この介護保険の貯め込み金も全部使って、保険料の大幅値上げを抑えるべきであります。

二つには、現在の介護保険料の設定は、6段階7区分になっておりまして、所得に応じてそれぞれ料金が設定されておりますが、全国調べてみましたら、多いところでは12段階に分けておりまして、所得の高い人からは高い保険料、低い人は低い保険料と、いわゆる6段階方式をもう何段階も細分化する。そして、所得に応じて適正な保険料を設定すべきだと思います。

もう一つは、どうしても大幅に上げないとやって

12月7日

いけないというふうになれば、一般会計からの繰り入れもして、市長、ありとあらゆる知恵を絞って、これだけ高齢化社会を迎えまして、年金は下げられる。仕事もないと、大変な事態になっておりますので、高齢者の介護保険料の大幅値上げを抑えるべきだと思いますが、市長の見解を求めます。

次は、高齢者の対策について2点質問をいたします。

先日、大分合同新聞に去年の国勢調査の分析結果が報道されました。特に問題になっているのは、ひとり暮らしのお年寄りが、この10年間で急速に増えたことです。豊後高田では、ひとり暮らしのお年寄りが1,576人、いまもっと増えています。高齢者に占める割合、ひとり暮らしの割合が約2割です。大分県18市町村の中で、別府に次いで高田が2番目にひとり暮らしの高齢者が多いという実態があります。それだけに、特別な高齢者、ひとり暮らしのお年寄りの安心・安全で暮らしていけるような対策が求められていると思うのであります。

豊後高田市は、80歳以上のお年寄りについては、緊急通報システムや安否確認事業を実施をしております。早期に発見できて救急体制がとられ、助けられたという事例もあり、事業効果を上げています。この点では評価をいたします。

しかし、まだまだ80歳以上の世帯、あるいは身体障がい者の世帯でも、この設置されてないところについては、急いで設置をしてもらって、事業効果を上げてもらいたいんですけども、私が今日市長に問題にしたいのは、ひとり暮らしの世帯については80歳ではなくて、65歳まで対象年齢を引き下げて、この事業の拡大をすべきではないか。何とかして長生きをしてもらって、長年の経験を活かして、豊後高田のためにも活躍をしてもらいたいと思うのですが、市長の前向きな答弁を求めます。

もう一点は、肺炎でなくなるお年寄りが増えておまして、高齢者の死亡の原因のもう大半が肺炎ということでのデータが出ていまして、いま全国的にはこれを予防するための肺炎球菌ワクチンの接種が進められております。県下調べてみましたが、隣の杵築市、竹田市、豊後大野市、それから由布市などでも大体この接種費用の半額を市が独自で助成をしております。これは本年度から始まりましたけれども、来年度も引き続きやろうという方針のようであります。

もう高田におきましても、やはり長い間社会のた

めに貢献されてきたお年寄りが、老後を安心して1年でも長く生きてもらうためには、この事業効果のあるワクチンを接種すれば、肺炎にはならないんだと、何とか命を救うためにも、こういういい例については、先進地の例を学んで豊後高田でも実施をしていただきたいと思っておりますけれども、市長の見解を求めます。

3番目は、後期高齢者医療保険の滞納の問題です。

平成20年度からこの事業が実施をされまして、いま4年です。滞納の実態表をもらっておりますけれども、高田の場合そう大した金額ではありませんが、県下を調べてみまして、22年度の決算で永松市長、市長の命令で75歳以上のお年寄りの後期高齢者医療の保険料、税金ではありません。保険料を強制的に貯金通帳を差し押さえをした、13件あります。大分県広し、県全体で18件なんです。18件中、高田市だけが13件と突出しております。異常であります。

お年寄りについては、しかも新しい制度でありますから、なかなか理解できない、直接会って話をすれば、介護保険料とそう大した金額ではありませんので、協力をしていただいて、差し押さえまでもなくても完納できるのではないかと。どうしても生活が苦しくて一度に払えない人は、分納処置をとればよいし、何とか口座振替方式をとっていただければ、忘れないで納めていただくこともできるなどなど、方式があります。

大半の方は、年金から差し引かれてるんです。年金から差し引かれるんじゃないくて、普通徴収される方はわずかですから、直接会って協力を求めれば、財産の差し押さえなどという、そういう強権的なことをやらなくても解決できたんじゃないかと思うんですが、なぜ高田だけが突出してこういう非常識なことをやったのか、市長、解明してください。今後については、直接お会いする、いま私が述べたようなことをやって、何らか強制執行じゃなくて、協力を求めて解決するように努力をすべきだと思いますが、市長の見解を求めます。

次が、ひとり親家庭と重度障がい者の家庭の医療費の窓口負担をなくす問題であります。

これも何度も議会で取り上げました。子どもの医療費については窓口で無料なのに、同じ助成制度であるひとり親家庭と重度障がい者については、一旦医療費を払って、あと領収書をもらって市に請求したら、2ヶ月後に返ってくるという制度になってお

り、障がい者にしても、あるいはひとり親にしても、なかなか時間的にも、あるいは自分の体の状況から見ても、1回1回手続きをするのが面倒くさいということで、子どもの医療費と同じように窓口無料化をすべきじゃないかという提起をしてみました。

先の9月議会で市長も、その趣旨に賛同して、それはいいことやと、私もそう思うと。だから、県に向けて働きかけをしようということになりまして、そういう市長の答弁については、評価をいたします。よって、その後3ヶ月経ちましたが、この問題どういことになったのか、改善されることになったのかどうか、簡潔に答えていただきたいと思います。

次が、火葬場の問題であります。

予定より早く今年の10月1日から市民の皆様へ新火葬場が利用できるようになりましたこと、本当に市民の皆さんが喜んでおられます。

問題は、ちょうど土地が畜産団地であったために、約8町を超える土地を購入いたしました。私は、ちょうどいまから2年前のこの12月議会、あるいは去年の9月議会でも、この8町歩の土地を市民のために有効活用すべきという提起をいたしましたけれども、まだいまは新しい火葬場をつくるのが一生懸命だと、そのうちに考えようと、とりあえず周辺に植樹をして、周辺だけは整備しようということになりました。いまご覧のように、火葬場の周りには桜の苗木が植えられています。

質問するので、4、5日前現地に行って、写真を撮らせてもらいましたけれども、なんと桜の木の周りは草ぼうぼうです。全く最近では管理されている状況じゃない。新しい施設をつくるのが目的であり、あと周りはどうでもいいということじゃないと思うんです。

しかも、シカにやられたんでしょうか、もうほとんどの桜の苗木は枯れた状況です。本当にこれは市民の一人として悲しい思いがいたしました。

これまでまだこの8町歩の有効活用について具体化されてないようですので、私なりにいろいろ市民の意見を聞きまして、提案をしたいと思います。

一つは、今日も森林を利用した公園の問題、議論になりましたけれども、私は畜産団地の跡であれだけ整地されておりますので、何か市が市民の英知を集めて利用計画をつくれれば、有効活用できると思うんです。ちょうど広域農道から火葬場に入る入り口のところに、真玉中学校の卒業生、古希を記念して桜の木が2本植えられておりまして、こういう記念

植樹をしたための、したことの標柱が立っています。大変結構だと思います。こういう方式で、上のほうには山桜、吉野桜、あるいはボタン桜、あるいは梅だとか桃だとかいうように、何とかそういうふうに記念植樹公園みたいな、秋にはモミジも最高というように、あれだけ広いんですから、ほかに公共施設をつくるって、もうつくれるような場所じゃないと思いますんで、何らかは決めつけません。何でもいから、やはり計画をつくって、市民の憩いの場になるように、一生の内にはだれか家族が亡くなり、何回かは火葬場に行きますけれども、うちのじいちゃんが植えた木じゃ、ばあちゃんが植えた木じゃとなるような記念植樹ね、あるいは退職記念にしる、就職記念にしる、結婚記念にしるいろいろあります。そして、その石柱を立ててもらえばね、石柱が一定の経費かかりますけれども、市民には一定の協力金をもらうようにすればね、そう莫大な経費をかけなくても、市民参加の公園ができるんじゃないかと思うんですけれども、一つのアイデアとして受け取って、何らかの方法で市民の憩いの場になるように整備を進めてもらいたいと思いますが、市長の見解を求めます。

次が、3箇所の廃止をしました旧火葬場の跡地の利用問題です。

これも今年の6月議会で私取り上げました。去年、1年前の12月議会には、成重議員が取り上げまして、市長も長々答弁しておりまして、老朽化してるから、真玉と高田の火葬場については、早急に解体をして、公共墓地などを含めて地域の皆さんと協議をしながら、何とか有効活用しますと確約をしています。

私の質問に対しても同じような答弁をされておりました。あれから1年経っても、まだこの前見に行きましたけれども、解体されておられません。予算があるんかと思ったら、予算がないそうです。今度の議会にも解体する予算も提案されておられません。市長は、去年の12月議会で早急に解体することを議会で答弁しながら、なぜなんでしょうか。

こういう施設については、やっぱりいち早く解体をすべきだと思うんです。そして、地域の皆さんや関係者とよく協議をして、有効活用、例えば千部の火葬場の跡地については、あれはあれだけ大きな墓地がありますので、お盆やお彼岸参りでもう車が混雑しておりますが、大型の駐車場として活用してもらうなどありますので、早急に検討されて整備をし

12月7日

てもらふことを求めますが、市長の見解を求めます。

次が、妊婦検診についてであります。

妊婦について14回の検診が無料で実施できるようになりまして、実績の資料をいただいておりますが、保健婦さんを始め関係者の皆さんの努力に感謝を申し上げます。

問題なのは、民主党政権が今年度限りでこの補助金を打ち切ってしまうと、来年やってくれと要望しても、なかなかうんと言わない状況が続いていますが、何とか若いお母さんたちが安心して立派な子どもさんを産み育ててもらふためには、この事業は大事な事業だと思うんです。

市長、昨日の議会では、子宮頸がんワクチンなどについては、その必要性を認めて国、県に積極的に働きかける前向きな答弁をされました。これも評価いたしますが、今回の妊婦検診についても同じ問題だと思うので、市長が一肌脱いで、何とか予算もつけて引き続き事業を継続してもらふ。その努力をしてもらいたいと思いますが、見解を求めます。

次が、公民館の有効活用についてであります。本年度大ホールが増改築されまして、広く市民に活用できるようになりまして、喜ばれております。問題なのは、これを機会に公民館条例を改定をして、本当に公然と広く市民に活用できるようにさせるべきだと思うんです。

公民館条例では、第4条に利用の制限というのがありまして、8項目書かれております。その中の5項目にはこう書いています。利用をしようとするものが特定の政党の利害に関する事業を行い、または選挙に関し特定の候補者を支持するために利用するとき、6項目には、利用しようとする者が特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗教もしくは教団を支持するために利用するときとなっております。

大分県18市町村の公民館条例を全部とって調べてみましたが、こんなことを条例でうたっているのは、豊後高田市だけであります。これを撤廃してもらって、例えば宇佐でも中津でも同じような、中津は条例でなくて、規則で定めておりますけれども、せめて宇佐と同じように4項目に変えれば、柔軟に広く使えるんじゃないかと思いますが、そういう改定する意思があるのかどうなのか。

最後に、準要保護の申請問題についてであります。

小学生や中学生を持つ保護者が、どうしても失業して給料が少ない、もう子どもの義務教育もやれない方については、この国の方針で市町村が実施をす

れば、補助金を出して、子どもたちの就学を援助する制度がもう長年実施をされてきました。

22年度から、この制度が文部科学省が改定をしまして、PTA会費についても生徒会費についても、クラブ活動費についても、全部助成することになりました。大分県では日田だけでしたけれども、議会で何度か議論する中で、豊後高田市も県下で2番目に今年度から事業を拡充制になりまして、この点についても評価をいたします。

問題なのは、県下調べてみましたが、高田の場合保護者にこの申請手続の周知のために文書が配られております。それも評価します。文書を配って周知するという事はいいことなんです。ところが、申請の方法なんです。一々民生委員に対して意見書もらうようになっていきます。それ必要に本当にあるのか。高田の場合、生活保護を申請するには、民生委員の意見は要りません。あるいは、収入認定についても、民生委員の意見は要りません。ほとんど大分県はそうなっています。なのに、準要保護についても、民生委員の意見をもらう。民生委員も迷惑なものです。ぜひこれを廃止して、簡単に申請できるように改善を図るべきだと思いますが、見解を求めます。

以上でありますので、簡潔に答弁を求めます。

○議長（村上和人君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私からは介護保険料についてのご質問にお答えいたします。

来年の4月から、第5期介護保険事業計画が始まります。現在、その策定作業を行っているところであり、議員さんにも、そしてまた有識者の方々にも、その構成員になっていただいております。

豊後高田市高齢者保健福祉計画等策定協議会、この協議会の意見をお聞きしながら進めているところでございますが、先般、11月30日に第3回目の会議を開催し、これまでの給付実績、今後の給付見直しをお示しをしたところであります。

現在の第4期計画、平成21年度から今年度までの3年間の計画で、給付実績が計画を3億5,000万円と大幅に上回りました。当初1億円あった基金も底をつき、財源不足の恐れが生じております。このために、本年度末には財源不足を回避するために、県の財政安定化基金から約4,000万円の借入申請を準備しているところでございます。大変厳しい財政運営となっております。



このようなことから、第5期での保険料は、基準所得段階で月5,500円を超えるぐらいの大変厳しい試算となりました。しかしながら、何とか金額を全国的な水準まで落としていきたいということで、予防の取り組みの強化等により、効果額を多めに見込んで、月5,300円程度にはできるという試算をいたしました。

あとは、今回の法改正により、先程議員も申し上げました県の財政安定化基金を増設する際に、市が拠出した部分を保険料軽減に充ててよいという制度がありましたので、その効果を見込み、さらに100円下げた月5,200円にはできるのじゃないかということで、協議会にお示したところでございます。

4期では、1億円の基金を取り崩して、月に4,240円としておりました。本来の姿で基金を使わなければ、月に4,638円でありました。本来の姿と比較しますと、562円の上げ幅となります。国も県も介護保険に対して何らかの支援を考えているようでありますので、国への働きかけにつきましては、その動向に注目していくところでございますし、段階区分の細分化につきましては、4期と同様の軽減を考えております。

また、細分化による軽減とは別に、低所得でも頑張っておられる方に、暖かい制度設計ができるような検討を現在しているところでございます。

なお、保険料軽減を目的とした一般会計からの繰り入れにつきましては、国、県からも厳重に行わないようにという指導をされておりますので、困難でございます。市といたしましては、少しでも保険料を抑えられるように、予防推進に力を置きたいと思っております。

それと同時に、保険給付の適正化、そういうことにも心がけてまいります。市民の皆さんがいつまでも生きがいをもたれ、そして健康でできる限り自立した生活を送っていただきたいということを心から願っております。そのためには、やはりこれから推進しようとする健康なまちづくりの中に参加していただいて、そういう中でウォーキングを主体になるいろんなものがありますし、また健康診断、健康等の健康推進事業を積極的に行い、そしてまた健康増進に努めていただくとともに、そういうことの中で、介護保険にかからないように、その事前を我々はしなきゃならんだろうと、そういうことには力を入れたいと、そう思っているところでございます。

そこで、そういうことの中で、要介護状態になった場合においても、進んで身体機能の維持向上に努めていただくと、そういうことで、またもとに戻ってもらうということをお願いしながら、何とかしてこの高い介護保険料を抑えたいという、これを何とか目標にして、5,200円でもっていききたいと、そう考えているところでございます。

その他の質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（村上和人君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 大石議員の中央公民館の利用と、それから就学援助の2点についてお答えをいたします。

いま、大石議員もお話のように、この度中央公民館の大ホールの大改修が終わりまして、多くの方々に利用いただいております。

中央公民館の利用につきましては、条例の運用を見直しまして、現在統一した対応で柔軟な運営を行っております。基本的には、やはり中央公民館ということで、法令の下で規制される場所もあるわけでありすけれども、より多くの市民の方々が利用できるように今後も努めてまいりたいと、そういうふうにも思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、就学援助についてでございますけれども、本市におきましては、就学援助につきましては、経済的理由により就学困難な児童または生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、学校給食費、クラブ活動費、PTA会費など、就学に必要な費用の援助をしております。

そして、その申請につきましては、援助を希望する保護者が申請時に、民生委員さん及び学校長の意見を添えて提出を現在しているところでございます。

大石議員ご指摘の申請時における民生委員さんの意見の必要性についてでございますけれども、学校と民生委員さんとの連携、保護者とのつながりを深めることにより、家庭の状況や生活実態などを知り、ぜひとも就学援助の対象としたいという旨の現在ご意見をいただいております。

しかしながら、いまご指摘のように、民生委員さんにとっては、担当地区も広く、申請者が多く在任していることと、そして申請時期が集中していることも事実であります。今後は教育委員会におきまして、学校現場や関係機関と協議いたしまして、平成24年度から申請書類上での民生委員さんの意

12月7日

見の欄は削除いたしまして、必要が生じた場合のみ、ご相談をさせていただき方向を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 保険年金課長、佐藤 清君。

○保険年金課長（佐藤 清君） 介護保険についてお答えします。

介護予防日常生活支援総合事業についてでございますが、現時点では事業の概要程度が示されている段階であり、国のスケジュールによりますと、詳細の実施要項が示される時期は、来年の3月ごろの予定であります。そのため、来年4月からの実施は難しく、見送りの方向で考えているところであります。

実施にあたりましては、高齢者の方が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みの推進という国の趣旨にのっとり、予防が必要な高齢者に対して予防事業や生活支援サービス等を総合的に提供することができるよう目指してまいります。

また、介護保険法第4条には、国民全体に次のような義務が規定されています。国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションやその他の適切な医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとするというものであります。

現在の介護保険料は、現にかかっている介護給付に対して充分ではありません。来年からの第5期保険料も予防効果を勘案した希望的なものとするので、やはり給付費に対して不安、不足が生ずる恐れがございます。元気な高齢者が多くなるよう、今後一層予防を中心に取り組んでいかなければなりません。また、そうしていくことで待機者、医療費及び介護費も少なくなっていくと思います。

健康や身体機能の維持向上のためには、家の中だけでなく、可能な限り外に出ていただいて体を動かし、人と会話することが大切なことだと思います。ぜひ各自健康ウォークやラジオ体操など健康の維持向上に努められ、また、高齢者が楽しく過ごせるまち、玉津プラチナ通りにも来ていただいて、買い物や食事に、そして月1回は落語も開催しておりますので、

そこで楽しんでいただければと思っています。

以上でございます。

20番（大石忠昭君） 議長、ちょっと議事進行について。最初申したように、質問した内容について答えさせてください。要らんことはもう答弁、もう切ってください。議長、注意してください。時間がもったいないです。

○議長（村上和人君） それでは、なるべく簡潔に答弁をお願いします。

（「簡潔に答えてください」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（村上和人君） 市参事兼福祉事務所長、野村信隆君。

○市参事兼福祉事務所長（野村信隆君） それでは、高齢者対策の内、緊急通報システム事業及び安否確認見守りネットワーク事業についてお答えします。

対象者の範囲につきましては、緊急通報システム事業では、市内に居住するひとり暮らしの方であって80歳以上の方、65歳以上で虚弱な方、重度の身体障がいのある方となっております。また、ひとり暮らしではないが、このような状態にある方のみ世帯につきましても対象となっております。

安否確認見守りネットワーク事業では、市内に居住するひとり暮らしの方であって80歳以上の方、重度の心身障がいのある方、70歳以上で心身に不安を抱える方となっております。

しかしながら、それぞれの事業において65歳以上の方につきましても、特に必要と認める方については対応をさせていただいております。今後も本事業が効果的に活用できるよう対象者の方への推進を行い、高齢者の皆さんが安全で安心して生活できる環境づくりに努めてまいりたいと思います。

次に、重度心身障がい者の医療費助成についてお答えいたします。

重度心身障がい者の医療費助成は、医療機関の窓口で自己負担金を支払ったあと領収書等を添えて市へ請求していただく償還払方式により、対象者への助成を行っているところでございます。障がいのある方の利便性を考えた場合には、現物給付方式による窓口での自己負担金を無料化にすべきであろうというふうに思っているところであります。

この制度を導入するには高額療養費などの保険給付費に係る保健機関や、自己負担金を取り扱う医療機関との調整及び協力が必要となってまいりますので、さらにはシステムの開発経費が必要となること

から、大分県全体で取り組む必要があると考えております。

県においては、各市町村に対しまして医療費の現物給付化の導入についての要望項目を含む重度心身障がい者医療費給付事業に関するアンケート調査を実施いたしましたので、その調査の中で、本市といたしましては医療費の現物給付化を強く要望しているところがございます。しかしながら、現時点での現物給付化の導入の目途は立っていないというところがございます。今後におきましても、他の市町村と共同歩調をとりながら県と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 子育て・健康推進課長、甲斐智光君。

○子育て・健康推進課長（甲斐智光君） 高齢者対策の肺炎球菌ワクチン、それから、ひとり親家庭の医療費、妊婦健診のこの3点についてお答えします。

まず、高齢者対策の肺炎球菌ワクチンの助成事業についてお答えします。

肺炎は高齢者の死因の、先程言われましたように第4位であり、その原因は感染症によるものや誤嚥性肺炎などさまざま、高齢者になればだれもが注意しておくべき疾患の一つであります。

予防策としては、日ごろから生活管理が重要です。高齢者の肺炎球菌による肺炎を予防するための肺炎球菌ワクチンですが、肺炎の予防策の一環として必要であります。現在、市としては補助など実施してはおりません。今後は他市の状況等を参考にしてみたいと考えてますのでよろしく願いいたします。

次に、ひとり親家庭の医療費についてお答えします。

ひとり親家庭の医療費の現物給付化に向けた協議の経過につきましては、大分県市長会を通じ、県に現物給付化を求める要望をしているところであり、その要望を踏まえて現物給付を導入することに対する各市町村の意見等の把握のための調査が先般行われました。

本市としましては、9月議会でご答弁申し上げましたように、仕事をしているひとり親の利用者にとっては、市の窓口申請に来ていただくのも大変であり、このような方の利便性を考えた場合、わざわざ市へ申請に来なくても、すぐ現物給付を支給すべきとの考えから、現物給付化を導入すべきと要望いた

しました。

また、各市町村の意見集約の結果や現行の償還払方式の問題点を指摘する声、受給者からの制度改正を期待する声が多数であることなどから、県と市町村によるワーキンググループが設置され、11月中旬に第1回目の会議が開催されました。この会議は現物給付方式を導入する場合の実務上の問題点や論点を共有するものであって、先程野村課長も言いましたように、クリアしなければならない課題も多いことから、今後引き続き開催していくこととなっております。本市といたしましても、受給者にとってよりよい制度になるよう、県全体で現物給付化に向けて働きかけていきたいと考えております。

次に、妊婦健康診査のご質問についてお答えします。

この妊婦健康診査は、平成9年4月に県から市町村に実施主体が変わって以来、妊娠の前半期、後半期に各1回ずつの計2回分を公費負担により妊婦健康診査を行っており、平成19年10月から5回分を公費負担で実施し、さらに、平成21年度から国の補助事業として妊婦健康診査臨時特例交付金で、妊婦健康診査14回分を公費負担により実施しております。妊婦健康診査の項目も、今年度におきましてはクラミジア検査の項目を追加するなど、年を追うごとに少しずつ内容の充実を図っており、妊婦さん方にも大変ありがたく思われている事業でございます。

しかしながら、国における補助事業も、先程議員さんが言われましたように、平成23年分までということで、妊娠、出産という恒久的な生命の営みに関しての妊婦健診に係る費用について、国が経済対策の一環として制度改正すること自体、大変理解に苦しむものであり、今年度開催されました九州市長会におきましても、妊娠や出産の時期により補助が受けられたり受けられなかったりする不公平をなくすよう、妊婦健康診査の公費負担をすべて国庫負担とすることを要望しています。

ここ数年、妊婦健康診査につきましては、国の補助制度を利用して回数や内容の充実を図ってきており、本年度末で補助事業を打ち切られることはあり得ないと思っておりますが、しかし、万が一補助事業が継続されなかったときは、内容や回数などの変更は若干あるかもしれませんが、継続して実施していく方向で検討していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 税務課長、渡辺功司君。

○税務課長（渡辺功司君） 後期高齢者医療保険の収納確保に向けた対応についてお答えをいたします。

大分県の後期高齢者医療保険料収納対策実施計画の中で、特に悪質な滞納者に対し、地方税法の例により滞納処分を実施し、期限内納付者との負担の公平を図るとされており、本市といたしましても保険料の滞納者の内、財産や資力がありながら自主納付をしていただけない方に対しては、法に基づいて滞納処分を行っておるところでございます。

次に、差し押さえの内容でございますが、平成22年度決算では、差し押さえの件数が13件、差し押さえ金額並びに納付金額は104万5,964円となり、また、差し押さえ財産の内訳としては預金等の債権であります。

これまでの取り組みにつきましては、督促しても納付のない方へ電話催告や臨戸訪問、年4回の文書催告を経て、個別に差し押さえ予告書を送付するなど、段階的に滞納者へアプローチをしています。さらに、納付相談を年4回行い、詳しく聞き取り調査を行う中で、別途納付契約書を提出してもらい、不履行になれば法に基づき、財産等があれば差し押さえ処分を行っておるところでございます。

今後の対応につきましては、引き続き口座振替の推進、文書催告、電話催告、臨戸訪問及び納付相談を行うなどし、折衝の機会を図り、生活の実態調査や財産調査を行い、公平公正な徴収に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 環境課長、都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） 大石議員の火葬場についてのご質問にお答えいたします。

まず、新火葬場悠久の杜の残地の有効活用についてでございますが、平成21年第4回定例会と平成22年第3回定例会においてご答弁申し上げましたように、現在のところ具体的な計画はございませんが、今後につきましては、市民の皆様のご意見を伺いながら有効に活用したいと考えています。

次に、旧火葬場の跡地対策についてでございますが、千部火葬場と真玉火葬場につきましては、同じく平成22年第4回定例会においてご答弁申し上げましたように、老朽化が激しいので、できるだけ早い時期に解体工事を行っていき、跡地の活用については地域の皆様と協議しながら有効な活用方法を考えております。また、香々地火葬場については、比較的

新しいことから、維持管理面を考慮する中で施設のあり方について検討を行っていくように考えています。

（「終わった」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） 終わりました。

（「再質問いたします」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 介護保険料について5,200円で抑えようということなんですけれども、第4期の介護保険料は4,180円じゃないですかね。そうすると、どうなんですかね、基準額でいくらの値上げになるんでしょうか。何とか県の貯め込み金42億円の全面活用なども含めて、あるいは国からの負担も増やしてもらって、やはり大幅値上げを抑えるべきだと思いますけど、市長、もう1回答弁をお願いします。

それから、高齢者の対策で65歳以上のお年寄りの緊急通報システムや安否確認の事業を要求しましたけれども、いまでもやってるからと福祉所長述べられましたが、いま1,576人のひとり暮らし、現在もっと増えてますね。そのうちの何人のところに、いま、この二つの事業が整備されておりますか。現在、どれぐらいひとり暮らしのお年寄りがあるんです、掌握してるんですか。やはり、やっとな、いま80歳以上の事業が大方今年度で目処がついたんで、来年度からは65歳までひとり暮らしは事業を拡大するというのが市民の立場に立った行政じゃないですか。市長、どう思いますか。人口を3万人に増やすといっても、そこ、お年寄りを大事にしないと人口は増えません。

それから、肺炎球菌ワクチンについても、課長が県からの状況なども考慮して今後検討するということなんですけども、これは事業効果が上がっています。本来ならば国の制度として、これ保険がきかないんですよ。6,000円から、今日、いま見えてる方聞いたら8,000円宇佐でかかったそうですね。山香病院では6,000円でやってる。7,000円のとこもあります、保険きかないから。そのうち3,000円から4,000円補助しとるんですよ。これは全国的にもっと広がります。市長は、国に向けてもこの制度が保険で適用できるように、何らかの方策をとるように要求してもらいたいし、市独自でも来年度から実施するように前向きに検討してもらいたいと思いますが、市長の見解を求めます。

次は、後期高齢者医療についても、大分県の中でわずかに18件の差し押さえ、その中の13件が高田です。高田だけ特別悪質のお年寄りがおるとは思えないんですよ。機械的な差し押さえじゃないかと思うんですよ。今後については、いま、新しい税務課長から今後こうするという方向が示されましたけど、何とか差し押さえという方法じゃなくて話し合いで解決するように、最善の努力をとるように、市長、指示してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

それから、ひとり親と重度障がい者の場合、市長、同じ答弁しとるけれども、いま、二人の課長の答弁では、甲斐さんの答弁のほうが非常にはっきりしておったと思うんですよ。野村さん、いろいろ言ったけど、いろいろなところ聞いているんじゃないんですよ。本当にあなた自身が担当者会議などで積極的に働きかけて、何が何でもやるんかと、重度障がい者についてやるんかと、やらせるんだという立場に立っているんですか。市長、もう1回指示して、もっと高田が音頭を取って、二つの事業とも窓口無料化実施するように頑張るべきだと思うんですよ。

それから、公民館について柔軟体制をとるということですから、で、広く活用するというので、それは了とします。それなら、条例改定をすべきではありませんか。これ市長、条例を市町村がどういうものをつくれということでは自治省が準則を示していませんね、準則では4項目しかうたっていないんですよ。だから、よそのところを調べてみましたが、ほとんどのところ準則に沿った条例です。うちは8項目ありまして、先程読み上げたような2項目は余分じゃないかと思うんですけども、市長どう思いますか。本議会の最終日に改定案を出すか、もう遅くとも3月議会には条例改定やるというようにしてもらいたいと思いますが、見解を求めます。

○議長（村上和人君） しばらく休憩します。

午後 3時00分 休憩

午後 3時04分 再開

○議長（村上和人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私からご答弁申し上げます。

一つは、保険料の件ですけども、これは前が4,240円です。4,240円。そうしますと、1,000円は切るという、私も上がるのは1,000

円を切った方がいいなという、そういう気だったんで、5,200円にすると1,000円は切るということになります。それと同時に、いろいろ話をしましたけれども、どうしてもやはりその中に一般財源を入れることはできないという、それはもう国、県がきつい話なんで、先程申しましたように予防についてできるだけ、する以外なかるうというのが私どもの判断であります。そういうことであります。

それから、肺炎球菌等の予防接種なんですけれども、これよく検討してみたいと思います。というのは、昨年でした、新型インフルエンザは、逆に言えば我々のところだけするという、ほかのところはしなくて、うちと、確か国東だったですか、そういうような感じだったような気がいたします。お互いにそこら辺のものはどうがいいかってうちも検討させますんで、特に予防というのはやっぱすべきだと私も思ってますんで、そういうことであります。

それから、差し押さえることですけども、これについては私も十分に話し合いながらやったということの中であります。そしてまた、よく頑張っているなということではありますが、これ一つの件数がうちが多かったというのはどうも話を聞くと、うちは全体の中で言っていると。ほかのところは後期高齢者だけを差し押さえた分を上げてるような感じだということ。だから、そういうことが幾分かあるようだというので、これも定かではありませんけども、どっちしても多いのが悪いということはありませんので、そこ辺のものはうちの職員、そういうことの中で、今日、私どもとしてはちゃんと納めてくれればありがたいわけありますんで、そういうことの中でやっていただきたい、そう思っております。

それで、私は答弁を終わります。あと、私の答弁もれありましたら課長に答弁させます。よろしくお願ひします。

○議長（村上和人君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 大石議員の公民館の利用につきましてお答えいたします。

基本的には多くの市民に利用していただくということを基本にして、これからも考えていきたいと、そのように思ってます。ただ、公民館という性格上、社会教育法第23条というのがありまして、いま、準則8項目の話もありましたので、今後、それも含めまして調査、研究をしてみたいと、そういうように思いますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

12月7日

○議長（村上和人君） 市参事兼福祉事務所長、野村信隆君。

○市参事兼福祉事務所長（野村信隆君） 緊急通報の65歳以上のことですが、いま現在、39名の方が利用をしております。65歳以上のひとり暮らしの実数はとらえておりません。いま、65歳以上で、特に必要のある方のみを対象といたしまして制度の周知を含め推進していきたいというふうに考えております。

それと、重度医療の件でありますけど、県の会議の中で強く要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（「全般に市長が答えたからいいですよ。答弁要らない、市長が答えたから」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） 20番、大石忠昭君。

（発言する者あり）

○20番（大石忠昭君） いや、もう一回ね。

○議長（村上和人君） 時間がございませんので、簡潔にお願いします。

○20番（大石忠昭君） わかってます、わかっていますけども、繰り返さんでん。

肺炎球菌ワクチンについて検討されるということなんで、実は、市長はそういう予防活動に力を入れると、健康づくりに力を入れていくことはご承知のとおりで評価します、その辺は。県下調べてみましても、インフルエンザの子どもの予防接種の補助金出してるのも高田が一番なんですよ。高田は1人当たり2,000円ですね。あと大分、臼杵、国東が1,000円、あと由布市で500円ぐらいしか出してないんですよ。だから、子どもさんにもそういう予防接種やってるけども、特にお年寄りに、いま、今日も傍聴に来た人が言うんですよ。私は、大石さん、どういう答弁か聞きたいんですよ。実は、2、3日前、宇佐で打ってきて8,000円かかったって言うんですね。それから、山香病院に行く人は6,000円、山香の人は山香病院が、うちは3,000円でいいんですよと、高田もするようにしてくださいって、こうなるとるちゅうわけ。でも、山香病院で相当やってるようですよ。6,000円出しても肺炎にかからんほうが、長生きするという事業効果があるようなんで、何とか来年から実施することを強く求めますが、もう1回市長、そういう前向きにやるという表明してもらえませんか。

○議長（村上和人君） 市長、永松博文君。

（「市長、時間を残さんように言うちよくれ」と呼ぶ者あり）

○市長（永松博文君） 健康のまちづくりという、そういう面で子どもたちも、そして年寄りも元気なということで、予防接種については積極的にやっついこうと思います。

以上でございます。

○議長（村上和人君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日から12月14日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は12月15日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は12月13日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 村上和人

豊後高田市議会議員 明石光子

〃 土谷力